2024年度 学 生 便 覧



大 阪 大 学 大学院生命機能研究科

2024年度 生命機能研究科 年間行事予定表

学期	月	日・曜日	行 事	備 考
春・夏	4	令和6 (2024) 年 2日 (火) 3日 (水) 10日 (水)	大阪大学入学式 (学部・大学院) 生命機能研究科入学者ガイダンス 春学期授業開始	
夏学期(5	1 目 (水) ~4 目 (土)	いちょう祭準備・いちょう祭・片付け	授業休講
4 月 1 日	6	11目 (火) 12目 (水)	春学期授業終了 夏学期授業開始	
9 月 3	7	30目(火)31目(水)	5年一貫制博士課程入学試験【夏季入試】 "予備日	
日 日	8	5日(月) 7日(水) 8日(木)	第3年次編入学試験【10月入学】 夏学期授業終了 夏季休業開始	
	9	30日 (月)	夏季休業終了	
	1 0	1日 (火)	秋学期授業開始	
秋	1 1	1日(金)~5日(火)	大学祭「まちかね祭」準備・片付け	授業休講
冬学期	1 2	2日(月) 3日(火)	秋学期授業終了 冬学期授業開始 5年一貫制博士課程入学試験【冬季入試】	
1 0 月 1 日 ~	1	令和7 (2025)年 5日(日) 6日(月) 17日(金) 29日(水)	冬季休業終了 冬学期授業再開 大学入学共通テスト準備 第3年次編入学試験【4月入学】	授業休講
3 月 3 1 日)	2	初旬 3日(月)~6日(木) 7日(金) 26日(水)~27日(木)	" (予備日)	
	3	下旬	大阪大学学位記授与式 生命機能研究科学位記授与式 入試説明会	

注)上記は主な年間行事ですので、その他の行事については、KOAN掲示板やメール (OUメール) 等でお知らせします。

目 次

Ι		生	命機	能	研	究和	科	に	つ	٧١	7	•																															
	1	. 4	生命	機	能	研	究	科	の	概	要	Î				• •								••					••	• •										 			3
	2	. 4	生命	機	能和	研	究	科	の	教	育	· 0.)フ	ちま	計	••								• •					••	• •							•••			 			3
I		教	育プ	° п	グ・	ラ・	ム	に	つ	٧١	7	•																															
	1	. 1	修学	年	限	と 4	学	位			• •					• •				• •									••	• •										 			4
	2	. 1	修了	要	件	とり	覆值	修	方	法																																	
			5	年	→]	貫行	制制	課	程	入	学	: 君	<u>_</u>			• •				• •										• •										 			4
			3	年	次紀	編	入	学	者							• •														• •										 			5
	3		カリ	キ	ュ	ラ・	ム	進	行	に		V	١-	_																													
			1	,	2 4	年	欠									• •														• •										 			5
			3	\sim	5 4	年	欠			•••						••																								 ••			6
			Γ	研	究何	倫 J	里.		に	つ	V.	7	-			••														• •										 			6
			力	IJ	牛.	ュ	ラ、	ム	進	行	表	:				• •														 .										 			7
			Α	群	認力	定利	科	目	لح	В	群	修	<u>_</u>	7 :	要	件	<u>:</u>	羊	位.	13	. 算	すっ	人	口	ſí	能	な	2 禾	斗	目	1	Z /	⊃ V	١-	T					 			8
			В	群	専制	明月	科	目 [·]	認	定	0	た	<u> </u>	り	カ	ſ	- [5	つ	0	け	7 :	3	ナ	- ر	_	聪	話記	冓	レ	/ ズ	パー	-]	<u>ا</u> ا	1	ر د ح	つ つ	ر ر ر	7				8
			В	群	Γ	生年	命相	幾	能	学	Ι	,	I	Ι.		実	主方	衐	要	項	ĺ									 .										 		1	. 1
			D	群	۲	プロ	口·	ジ	エ	ク	1	矽	F3	宅.		実	主方	衐	要	項	ĺ									 .										 		1	. 1
			研	究	指導	導!	計i	画	書	に		V	١-	C										••					• •	• •										 		1	. 3
Ш		生1	命機	能	研	究	科		大	学	防	生生	<u> </u>	受	入	ㅁ	ſŔ	岜	教	: 員	Į –	- 5	覧																				
	1	. 1	専任	: 教	員	• !	持個	任	教	員						• •								••					••	• •										 		1	4
	2	. 3	兼任	: 教	員					•••						••								••					••	• •										 ••		1	. 5
	3	.]	連携	講	座	教貞	員									• •								••					••	• •										 		1	. 8
	4	. 1	研究	室	配力	属(ر د	つ	い	て						• •				• •									••	• •										 		1	. 9
IV		学	位取	得	に・	つり	۸,	て																																			
	1	. 1	修士	学	位(D]	取	得	に	つ	V.	7	-			••								••					••	• •										 ••		2	2 0
			中	間	考	查(D .	ス	ケ	ジ	ユ	_	- <i>)</i>	レ		••								••						• •							•••			 ••		2	2 1
			中	間	考	查	受旱	験	に	あ	た) ~	C (か	注	: ī	意						••						• •										 		2	2 1
			論	文	審	查	委」	員								• •														• •										 		2	2 1
	2	. †	博士	学	位(カ]	取	得	に	つ	V,	7				• •														• •										 		2	2
			修	了	時期	期。	<u>ر</u> ح	対	象	者	13) V	١,٠	T															• •										 		2	2 4
					審 2																																					2	2 4
					審																																					2	2 4
					審																																					2	2 4
																																										_	2 5

V.	J	:阪大学の大学院教育システム及び横断型教育について	2 7
VI.	孝	で 有職員免許状の取得について	3 0
VII.	ŧ	き業について	
-	1.	授業科目の履修方法等について	3 1
4	2.	授業時間割について	3 1
;	3.	交通機関の運休及び気象警報発令時の授業(試験を含む)の取扱いについて	3 2
4	4.	学生のみなさんへの連絡方法	3 3
Ę	5.	教務関係手続き等について	3 3
6	3.	学生証について	3 6
	7.	証明書の発行について	3 6
		海外渡航届システムの利用について	3 7
Ç	θ.	ゼミ旅行等の団体旅行について	3 7
VIII.	<u>-</u>	生納付金及び各種奨学金について	
		授業料の納入について	3 8
		授業料(入学料)の免除等制度について	3 8
		日本学生支援機構奨学金〈貸与〉(外国人留学生を除く) について	3 9
		地方公共団体及び民間奨学団体奨学金(外国人留学生を除く)について …	4 0
IX.	俊	は 康管理及び安全について	
		健康診断について	4 2
ı		キャンパスライフ健康支援・相談センターについて	4 2
ı		生命機能研究科学生相談室について	4 3
ı		生命機能研究科障がい学生相談室について	4 3
		学生教育研究災害傷害保険について	4 3
x	‡	! 1程関係	
		大阪大学学部学則	4 6
		大阪大学大学院学則	6 0
		大阪大学大学院生命機能研究科規程	7 7
		大阪大学学位規程	8 9
	-		_

I. 生命機能研究科について

1. 生命機能研究科の概要

20世紀の生命科学の発展によって、生命体を構成する要素、いわば部品について、その各々を明らかにし詳しく記述する作業は急速に進みました。それらの要素は、核酸、遺伝子、蛋白質、生体膜等であり、遺伝子工学、分子生物学、生理学など、医学・生命科学の研究分野によってもたらされたものです。生命機能が成立するための物質的な基盤についての知識は整ったと言えます。しかし、生命は物質の集合によって成り立っているのではありません。それらが、極めて動的な、つまり刻々と変化することによって初めて成り立つ生命体システムが、生命の機能を生み出すのであり、そのシステムが同時に私たちの生命の実体です。

生命科学の発展の成果を反映して、これまでの細分化された分野の枠はその意義を失いつあり、生命科学は、事実上3つの大きな分野に再編されています。まず、生命機能が20世紀の学際的成果を基礎として、これから生命科学の中心として発展すべき学問領域として形成されている。生命機能学は生きた状態の生命体がシステムとして実現する様々な機能について、その原理と機構を解明する科学です。その発展のためには、従来の医学・生命科学の再編だけでは不十分であり、工学、物理系理学との融合が必要です。これらとともに、生命体を構成する物資についての科学である生命物資学、ヒトをはじめとする生物と自然のかかわりについての科学である環境・生態学が、生命機能学と肩を並べつつ今後の生命科学を担ってゆきます。

大阪大学大学院生命機能研究科は、生命機能学に特化しつつこれからの生命科学の本流の推進という明確な使命を持った研究科として設置されました。

2. 生命機能研究科の教育の方針

■ 最先端の知識・技術の教育

本研究科では、医学・生命科学と工学系テクノロジー・理論との融合によってこれまでにない新分野を創成することを目指しています。国内外の当該分野で先導的な役割を果たしているスタッフにより、最先端の知識と技術を習得するとともに、学問分野の融合を目指した教育を行います。このような学習により、次世代の先導的生命科学分野を開拓する世界的レベルの人材を育成し、また、生命機能研究の成果を社会に還元できる人材を育成します。

■ 個性を生かした教育

本研究科に入学を希望する学生として、医学部・歯学部・人間科学部・心理学部・基礎工学部・工学部・薬学部・理学部・農学部など、本学はもとより、他大学を含めた理系学部の出身者、さらにまた、素養と目的意識を持った文系学部出身者をも対象と考えています。出身が異なる学生達への教育にあたっては、未経験分野への基礎教育を行うとともに、それまで身につけた知識と技術(個性)を埋もれさせることなく、むしろ生かせるような教育を実施します。

■ 幅広い教育

新たな技術・分野の創出には多様な体験が必要です。また、生命機能研究科の成果を 多様な方法で社会に還元するためにもその人材が幅広い体験を持つことは有用です。最 先端の知識・技術の習得とともに、異分野を体験できる教育、また、民間企業研究所や 寄附講座の客員教員による教育、企業における研究体験を含めた教育などの社会のニー ズを意識できる教育を行います。

Ⅱ. 教育プログラムについて

1. 修学年限と学位

本研究科の課程は、5年一貫の博士課程です。

本研究科では、所定の要件を満たした学生に以下の学位が授与されます。なお、詳しくは、「IV. 学位取得について」を参照してください。

修士(生命機能学)、修士(理学)、修士(工学)、修士(学術)

博士(生命機能学)、博士(理学)、博士(工学)、博士(学術)

2. 修了要件と履修方法

■ 5年一貫制課程入学者

次に示すとおり授業科目を履修し、計40単位以上修得しなければなりません。

- ① A群の基礎科目のうち、高度教養教育科目として指定する科目(春学期開講科目の内、概論科目)の中から2科目1単位及び高度国際性涵養教育科目として指定する科目(秋学期開講科目の内、概論科目)の中から2科目1単位を含めて、2単位以上を修得すること。但し、英語で教育・研究を受ける学生については、高度国際性涵養教育科目を高度教養教育科目として読み替えることができます。
- ② B群の専門科目から12単位以上修得すること。
- ③ A群の基礎科目及びB群の専門科目を合わせて16単位以上修得すること。
- ④ C群の研究科目から14単位以上修得すること。
- ⑤ D群のプロジェクト研究から2単位以上修得すること。
- ⑥ E 群の研究科目から8単位以上修得すること。

区 分	配当年次		要《	牛 単 位 数		
A群(基礎科目)	1	2 単位以上	計 16 単位以上	計 30 単位以上		
B群(専門科目)	1, 2	12単位以上	計 10 単位以上	*中間考査受験要件		
C 群 (研究科目)	1, 2	14単位以上		* 中间与重文源安件	計 40 単位以上	
D群(プロジェクト研究)	2 - 5	2 単位以上		卦 10 光 佐 四 上		
E群 (研究科目)	$3 \sim 5$	8 単位以上		計 10 単位以上		

- ※他研究科等の授業科目をA群、B群科目として認定する場合があります。詳しくは、8ページに掲載の「A群認定科目とB群修了要件単位に算入可能な科目について」を参照してください。ただし、その場合でも「3.カリキュラム進行について」で示された科目を必要単位数取得する必要があります。
- ※A群、B群及びC群の科目について、定められた要件単位数に従い合計30単位以上を

修得した者について中間考査を行い、合格したものは修士の学位が認定され、D群、E 群科目を履修できます。

ただし、中間考査が不合格者は留年者となり、D群及びE群の科目を履修することはできません。

※生命医科学の社会実装プログラムを履修する学生は、88ページに掲載の「別表2. 生命医科学の社会実装プログラム」の授業科目から20単位以上を修得しなければなりません。詳しくは、大学院係までお問合せください。

■ 3年次編入学者

必要な研究指導を受けるほか、次に示すとおり授業科目を履修し、計10単位以上修 得しなければなりません。

- ① D群のプロジェクト研究から2単位以上修得すること。
- ② E群の研究科目から8単位以上修得すること。

[参考URL]

各年度開講科目一覧 https://www.fbs.osaka-u.ac.jp/ja/student/curriculum/



シラバス https://koan.osaka-u.ac.jp/campusweb/campussquare.do?_flowId=SYW4201600-flow&locale=ja_JP

3. カリキュラム進行について

■ 1、2年次

〇A群基礎科目

講義科目、実習科目、研究紹介科目があり、ほとんどの科目が集中講義として開講されています。広いバックグラウンドを持つためにも、指導教員とよく相談のうえ、 これまでに学部で学んだ分野と異なる分野を学ぶようにしてください。

なお、概論科目は研究紹介を目的とした科目ですが、春学期に高度教養教育科目として日本語で、秋学期に高度国際性涵養教育科目として英語で開講しています。開講学期は毎年入れ替えており、同じ名前の講義が翌年は異なる学期で英語で開講されます。修了するためには生命機能研究科で提供している高度教養教育科目及び高度国際性涵養教育科目をそれぞれ2科目1単位以上必ず履修しなければいけません。

注)他研究科で開講されている高度教養教育科目及び高度国際性涵養教育科目を履修 した場合でも、生命機能研究科で開講する高度教養教育科目及び高度国際性涵養教育 科目を必要単位数分必ず取得しなければなりません。

○B群専門科目

履修モデルとして、 a から 8 単位、 b から 2 単位、並びに c 及び B 群修了要件単位に算入可能な科目の単位取得により、修了に必要な 1 2 単位以上を充足してください。

a:所属研究室等で実施される論文講読、研究報告会、セミナー等への参加 おミオー聴講しポートの提出が異位認宝の悪性となります。詳細にのい

セミナー聴講レポートの提出が単位認定の要件となります。詳細については、8 ページの「B群専門科目認定のための「5つのセミナー聴講レポート」について」 を参照してください。

b:生命機能学

所属研究室以外の教員(副指導教員)へ自身の研究の進捗状況を報告し、討論を行ったうえで助言を得ること、また、2年次学年末の中間発表前の練習を行い、発表の洗練化を行うことを目的としています。詳細については、11ページのB群「生命機能学 I、II」実施要項を参照してください。

c:特別集中講義

秋学期以降に開講される集中講義で2日間程度の日程で実施されます。履修登録の時期は秋学期になるので、受講希望者は忘れずに履修登録してください。

○C群研究科目

所属研究室等での研究活動(修士レベル相当)です。

- **3~5年次**※中間考査に合格しなければ履修できません。
 - ○D群プロジェクト研究

所属研究室以外の研究室での研究に参加することにより、異分野を経験し、バックグラウンドを広めることを目的とした科目です。

○E群研究科目

所属研究室等での研究活動(博士後期課程相当)です。

■ 「研究倫理」について

「研究倫理」は正規の授業科目ではなく、e ラーニングによる講習です。単位はありませんが、「研究倫理」の受講は、1年次学生についてはC群科目単位認定の、3年次学生についてはE群科目単位認定のための必須要件となりますので、1年次と3年次にそれぞれ必ず受講してください。原則として、春学期に実施されます。詳細については、別途通知しますので、OUメールアドレス(大阪大学が付与する個人メールアドレス →・・・@ecs.osaka-u.ac.jp)をご確認ください。

■ カリキュラム進行表

	- 刀リキュフム進行表 			
	A群基礎科目	Е	3 群専門科目	C群研究科目
1年次	基礎物学 I	細時個脳生理 ※※ 生 特* や学学学・エ 奈兼場 生 特*	EI(A~D) EI(A~F) -ミクスI(A~D) (A~G, S) - 医室の開講科目を履修 E任教員の研究室に所 会合は、「理工医学 IS」	ナノ生体科学セミナー I (A~D) 細胞ネットワークセミナー(A~F) 時空生物学セミナー I (A~E) 個体機能学セミナー I (A~F) 生体ダイナー I (A~B) 生体ダイナー I (A~B) 生体ダイナー I (A~B) 東京所属、大田の I (A~B) 東京所属、大田の I (A~B) 東京所属、大田の I (A~B) 東京所属の「修修」を表現の「修修」を表現の「修修」を表現の「修修」を表現の「「「一個では、「「一個でです。
2 年次	中間考査 (修士号の取得)	細時個脳生理※※ 生特*(・	□ I (A~D) □ II (A~F) □ ミクス II (A~D) □ ミクス II (A~D) □ (A~F, S) □ 室の開講科目を履修 □ 任教員の研究医学 II □ II □ 談 I ~ VIII □ なる科目もある 要件に算入可能な科目)	
	D群プロジェクト研究		I	E 群研究科目
3年次~5年次	プロジェクト研究 I ~XXXⅢ, S ※ 3 ~ 5 年次の早い段階に履修 ⁻ 望ましい。	することが	個体機能学特別とまた 機能学特別のとまた 機能学特別のという。 生体を学ります。 生体を受ける。 生体を受ける。 一型ででは、 でででででは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	別セミナー(A~F) ナー(A~E) ナー(A~D) ナー(A~F) 別セミナー(A~D) ー(A~F, S) 科目を履修 研究室に所属する場合は、「理工

■ A群認定科目とB群修了要件単位に算入可能な科目について

生命機能研究科では、下記研究科等で開講する一部の授業科目について、本研究科で開講するA群基礎科目として認定しています。また、下記で示す科目を履修し、B群修了要件に算入することも可能です。ただし、生命機能研究科在学中に履修することが条件となります。

これらの科目を履修したときは、A群基礎科目の単位に充当、又はB群専門科目の修了要件として取得したものとみなされますが、その場合でも5ページの「3.カリキュラム進行について」で定めるルール及び履修モデルに従い生命機能研究科で開講される授業科目の中から、A群から2単位、B群から10単位以上は取得してください。

(大阪大学大学院生命機能研究科規定第6条3項~5項)

[A群認定科目]

○共通教育

力学詳論Ⅰ、力学詳論Ⅱ、電磁気学詳論Ⅰ、電磁気学詳論Ⅱ

○理学部

光物理学、動物生理学A、植物生理学

〇工学部

計測制御工学、光エレクトロニクス

○基礎工学部

電子回路基礎、生物情報論、神経生理学

[B群修了要件単位に算入可能な科目]

○他研究科が提供する当該年度ごとの「高度教養教育科目」及び「高度国際性涵養教育科目」

具体的な科目は生命機能研究科ホームページのカリキュラム詳細>授業科目/時間割に掲載しますので各自で確認してください。

https://www.fbs.osaka-u.ac.jp/ja/student/curriculum/



- ○大学院横断教育科目、国際交流科目
- ※国際交流科目については、大学院生対象授業科目内のグローバルイニシアティブ 科目群からのみ修了要件単位として認定が可能です。なお、「グローバル人材育 成研修1」、「グローバル人材育成研修2」、「グローバル人材育成研修3」に ついて修了要件単位として認められるのは1科目のみとなります。ただし、「グローバル人材育成研修1」については、2回(1単位分)まで認定可能です。

(注意)上記の授業科目については、年度によって不開講あるいは開講部局で履修制限を行っているものもありますので、受講にあたっては各自で確認のうえ、履修登録を行ってください。

■ B群専門科目認定のための「5つのセミナー聴講レポート」について

1、2年次対象のB群専門科目のうち、「特別集中講義 I ~Ⅷ」及び「生命機能学 I、Ⅲ」以外の科目(「ナノ生体科学 I A、ナノ生体科学 I B、……、理工医学 II S」)については、所属研究室等のセミナーへの参加とは別に、学内外で開催されるセミナー

5つの聴講レポートを提出することが単位認定の条件となっています。

自分の研究分野以外にも知見を広めてほしいという意図ですので、学内外を問わず様々なセミナーへ積極的に参加してください。本研究科で開催されるセミナーは、ホームページの掲示板やポスター等で通知されます。外国人等による英語でのセミナーも多く開催されています。生命機能研究科研究交流会(FBSコロキウム)も対象セミナーとなっています。

なお、どのようなセミナーを聴講するかは、指導教員または授業担当教員と相談して 決めてください。

ただし、短期間に集中して複数のセミナーが実施される場合、聴講レポートの対象に できるのは、1日最大3つまでとします。

【提出期限】原則、セミナー開催日から2週間以内。 4月入学者は1月末、10月入学者は7月末まで。

【提 出 先】指導教員又は授業担当教員に原本を提出後、大学院係にCLEから提出

【レポート提出の手順】

- ①生命機能研究科開催のコロキウム又は、指導教員に相談した上でその他のセミナー を受講する。
 - ※実際に会場で出席した場合は、聴講レポートに押印が必要です。
 - ※オンラインで聴講した場合は、聴講レポートへの押印は不要です。
- ②作成したセミナー聴講レポート(WORDまたは手書き)の"写し"を準備して、本紙を指導教員に、またはB群専門科目の授業担当教員に提出する。 ※手書きの場合、"写し"は写真で撮ったデータでも可能です。
- ③聴講レポートの"写し"をCLEで大学院係に提出する。

【注意事項】

- ・1年次のB群科目認定に5つ、2年次のB群科目認定に5つがそれぞれ必要です。
- ・様式は次ページに掲げるものとしますが、複数枚にわたる場合は、2ページ目以降は 任意様式で作成してください。

B群セミナー聴講レポート

No. / 5

原則、セミナー受講日から2週間以内かつ下記期限までにB群授業担当教員に提出する 【5枚の提出期限】4月入学者:1月末、10月入学者:7月末まで

学生氏名	学籍番号			
演 題	開催日時	年	月	日
講演者	開催場所			

セミナー世話人受講確認サイン(または押印):
※会場で出席した場合は押印又はサインが必要ですが、オンライン聴講の場合は押印、サイン等不要で
【セミナーの概要】

■ B群「生命機能学I、II」実施要項

【基本方針】

1、2年次に、自身の研究テーマに関して異なる研究室のメンバーと討論することにより異なる視点から自身の研究を見直す機会を作る。

【実施形態】

副指導教員へ自身の研究の進捗状況を報告し討論を行ったうえで助言を得る。 また、2年次学年末の中間発表前の練習を行い、発表の洗練化を行う。

【実施時期】

副指導教員決定直後(4月入学者は1年次8月頃、10月入学者は1年次2月頃)、 学期始めや学期終わりなどに年2回実施する。なお、副指導教員の判断により3回目 以降を実施する場合もある。

【成績評価方法】

所定の様式により、学生から直接副指導教員に実施依頼を行う。

- 【生命機能学の実施の流れ】※詳細については別途OUメールアドレスに通知します
- ①KOANにログインし、生命機能学の履修登録を確認する。 ※生命機能学は、副指導教員の科目を履修登録しています。
- ②副指導教員に実施依頼書、報告書(所定様式)をメールで送付し、面談依頼をする。 ※副指導教員のメールアドレス一覧はCLEに保存しています。
- ③1回目の面談実施後に所定フォームから実施日を報告する。 ※2回目以降は報告不要。
- ④面談実施後、副指導教員が作成したコメントが大学院係に提出されますので、届き次第、学生本人と指導教員にメールでフィードバックします。

■ D群「プロジェクト研究」実施要項

【基本方針】

3年次以降、一定の期間、所属する研究室とは別の研究室での研究に参加することにより、異分野を経験し、バックグラウンドを広める。

【実施形態】

次のとおり①を基本とするが、各研究室、また、それぞれの学生の要望に応じ、② を含め、柔軟に実施することとする。

- ① 基幹・協力講座の他研究室での研究に参加ーー受け入れ教員による単位の認定
 - a 他研究室の日常の研究に目安として、合計2週間参加すること。
 - b 他研究室でのセミナー・コロキウム・ジャーナルクラブなど、研究室での研究 活動に週あたり1回の参加を基本とし、合計8週間の参加を目安とする。また、 学生による発表の機会を課すことが望ましい。
- ② その他 - 指導教員による単位の認定

当該学生が他研究室での研究に参加していると指導教員が判断すれば単位として 認定できるものとする。参考までに認定可能な事例を次に示す。

- c 国内外における実習コースや短期集中コースへの参加。
- d 外国人教員による講義やジャーナルクラブ。

- ・ 外国人教員による特別集中講義 - 既に外国人教員の特別集中講義科目を履 修している学生が、異なる外国人教員の集中講義を履修するとき。
- ・ 外国人教員によるジャーナルクラブーー特別集中講義を担当しない外国人教 員に依頼してジャーナルクラブを開講して貰う。このコースを履修するとき。
- その他。
- e 国内外における他研究室での研究に参加。
- f 企業におけるインターンシップへの参加。

【実施時期】

3年次4月以降、早期に実施するのが望ましいが、各研究室の都合も考慮する。

【各研究室受け入れ人数】

最大5人を目安とするが、受け入れ研究室の事情も考慮される。

【受け入れ研究室の決定方法】

学生と教員の個別の交渉に委ねる。指導教員とも相談して受け入れ研究室を決定するのが望ましい。

■ 研究指導計画書について

生命機能研究科博士課程在籍の学生は、指導教員と面談の上、所定の「研究指導計画書」「研究指導報告書」を作成し、学年の終わり(4月入学者は2月末日、10月入学者は8月末日)に大学院係に提出することとなりました。詳細については別途OUメールアドレスに通知します。なお、新入生については、指導教員が正式に決定した後に実施してください。

大阪大学大学院生命機能研究科博士課程における研究指導計画書に関する申合せ

令和2年10月5日 教務委員会承認 令和2年10月14日 研究科委員会承認

大阪大学大学院生命機能研究科の博士課程の学生に対して、大阪大学大学院学則第5条の4 第1項に基づく研究指導の方法及び内容並びに1年間の研究指導の計画を明示するために作 成する研究指導計画書(以下「計画書」という。)について、次のとおり定める。

- 1 計画書は、各年度、指定された期日までに指導する学生ごとに作成する。
- 2 指導教員は、次の手順で計画書を作成する。
- 一 学生と十分な打合せ等を行い、研究計画及び研究指導計画を作成し、計画書に記入する。
- 二 作成した計画書を学生に明示し、指導教員と学生の双方が適切な方法により参照できる ようにする。
- 3 指導教員は、必要に応じて、研究指導計画の見直しを行い、実効性の高いものに改める よう努める。
- 4 研究科は、必要に応じて、指導教員に対し研究計画に基づく成果を報告する機会を設けることができる。
- 5 博士課程の学生は、作成した計画書を学年の終わりに大学院係に提出する。
- 6 提出された計画書は、5年間、大学院係で保存するものとする。
- 7 この申し合わせに定めるもののほか、必要な事項については、教務委員会が定めるものとする。

Ⅲ. 生命機能研究科 大学院生受入可能教員一覧

【受入可能教員一覧は変更となる場合があります。】

1. 専任教員・特任教員

(分野別/2024.4.1 現在)

【研究分野】	研 究 内 容
職名・担当教員名	切 九 Pi 谷
【ナノ生体科学】	最先端のナノテクノロジーを駆使して、分子機械としての生体超分子
教 授	を構成する、核酸や蛋白質のドメイン構成と構造変換、ドメイン間相互
石 島 秋 彦**	作用、細胞骨格構造、エネルギー変換などに関わる生体超分子の動態を
上 田 昌 宏	解析します。分子間認識と相互作用の機構に基づいて、新しい機能分
	子、機能超分子の設計、生体超分子機械の構築を行います。
【細胞ネットワーク】	細胞内でおこる各種の生命現象や、細胞が外から受け取るシグナルの
教 授	応答機構など細胞が関連するさまざまな生命機能について解析します。
髙 島 成 二※	ゲノム、RNA、細胞核、染色体、各種オルガネラなどを対象とした細胞
深川竜郎	内でのイベントから組織・個体レベルでの生物現象まで幅広く、研究し
立 花 誠	ています。分子生物学、ゲノム生物学、細胞生物学、生化学、バイオイ
廣瀬哲郎	ンフォマティクスなどを駆使して、細胞機能の理解を目指します。
准 教 授	
岡 本 浩 二	
【時空生物学】	ゲノムの安定性とダイミックな複製、細胞システムの作動による細胞
教 授	分化や細胞死、細胞間シグナル伝達の構築など時間と空間にまたがった
近藤 滋*	細胞システムの動態と応答を解析します。また、細胞システムの破綻を
甲斐歳惠	防御する自己制御機構等を解析するとともに、それらの異常によって発
池田史代	生すると思われる疾患細胞の病態を理解するための原理の解明を目指し
井 上 大 地	ます。
准 教 授	
森 田 梨津子	
【個体機能学】	細胞間の相互作用の統合による、器官形成、器官再生に至る動的過程
教 授	の解明、また多階層における老化現象など、個体を舞台とした多様な生
石 井 優	体システムの原理と動態を研究します。外界に対する生体の応答とその
佐々木 洋**	異常、生体が持つホメオスタシスなどの高次調整系の破綻の原因を、シ
長 澤 丘 司*	ステム的視点を導入してその統合的理解を目指します。
妻 木 範 行	
【脳神経工学】	知覚、認識、記憶、学習などの高次脳機能の基礎となっている神経系
教授	構築と作動のメカニズムを、電気生理学、神経回路解剖学、行動心理
八 木 健*	学、非侵襲活動計測等により探求します。仮説・理論先導型の実験を行
北 澤 茂*	うと同時に、実験成果に基づいた脳機能の数理モデル構築を行い、脳の
西本伸志	情報処理機構を解明するとともに、その成果の工学的、医学的応用をは
堀江健生	かります。

【研究分野】	研 究 内 容
職名・担当教員名	柳 先 的 谷
【生体ダイナミクス】	脳や心臓などの活動に関わる生体情報のダイナミクスを、光学的、電
教 授	気生理学的などの方法を駆使して計測し、システム解析手法を活用し
倉 橋 隆*	て、生体機能システムの原理を明らかにするとともに、それをヒト型ロ
井 上 康 志	ボットの設計に適用します。また、プロテオミクス等を基礎として、複
木 村 真 一	数のミクロ要素が相互作用した結果として発現するマクロな生命現象を
	モデル化し、単純な法則から複雑な階層構造やそれに基づく生命機能が
	創発する原理を明らかにします。
【生命理工学】	最も高度な情報処理システムである生体が、分子レベルから個体レベ
(協力講座)	ルまで、どのように統合的に構築されているのかを、レベル横断的に解
教 授	明します。そのためにナノテクノロジー、プロテオミクス、バイオイン
高 倉 伸 幸*	フォマティクス、神経活動のネットワーク解析、遺伝子疾病学など最先
原 英 二	端生命科学研究の連携体制をとります。
中 川 敦 史*	
黒 田 俊 一*	

2. 兼任教員

【所属部局】		司 】	市 及 /如 田
職名・担当教員名			事攻/部門
【人間科学	研究	科】	
教授			
八十島	安	伸	人間科学専攻/行動生態学
【理学研究	科】		
教 授	<u>.</u>		
松野	健	治*	生物科学専攻
今 田	勝	巳	高分子科学専攻
小布施	力	史	生物科学専攻
【医学系研	究科	1	
教 授			
原田	彰	宏	医学専攻/解剖学講座 細胞生物学
八 八	俊	英	医学専攻/解剖学講座 分子神経科学
岡 村	康	司※	医学専攻/生理学講座 統合生理学
茂 呂	和	世	医学専攻/感染症・免疫学講座 生体防御学
河 原	行	郎	医学専攻/ゲノム生物学講座 神経遺伝子学
下村	伊-	一郎※	医学専攻/内科学講座 内分泌・代謝内科学
林	克	彦	医学専攻/ゲノム生物学講座 生殖遺伝学
武部	貴	則	医学専攻/ゲノム生物学講座 器官システム創生学
小山内		実	保健学専攻/生体物理工学講座 生体機能イメージング

【所属部局】 専攻/部門 職名・担当教員名 【歯学研究科】 教 授 野 田 健 司 口腔科学フロンティアセンター 【薬学研究科】 教 授 井 上 創成薬学専攻/生体構造機能分析学分野 【基礎工学研究科】 教 授 慎 司 物質創成専攻/化学工学領域 境 【連合小児発達学研究科】 教 授 佐藤 真※ 小児発達学専攻/こころの発達神経科学講座 【微生物病研究所】 授 教 感染機構研究部門/分子細菌学分野 堀 口 安 彦** 本 雅 裕 感染機構研究部門/感染病態分野 山 﨑 生体防御研究部門/分子免疫制御分野 Щ 晶 石 谷 太 環境応答研究部門/生体統御分野 難治感染症対策研究センター/細菌感染分野 飯 田 哲 也※ 難治感染症対策研究センター/分子原虫学分野 岩 永 史 朗 難治感染症対策研究センター/ウイルス免疫分野 小 林 岡山 感染機構研究部門/分子ウイルス分野 渡 邉 登喜子 【感染症総合教育研究拠点】 教 授 感染症・生体防御研究部門/生体応答学チーム 伊勢 渉 【産業科学研究所】 授 教 永 井 健 治 第3研究部門/生体分子機能科学研究分野 産業科学ナノテクノロジーセンター/バイオナノテクノロジー研究分野 谷 口 正 輝 【蛋白質研究所】 教 授 高 木 淳 一※ 蛋白質化学研究部門/機能・発現プロテオミクス 加藤貴之 蛋白質構造生物学研究部門/電子線構造生物学 古 川 貴 久※ 蛋白質高次機能学研究部門/分子発生学 【先端モダリティ・ドラッグデリバリーシステム研究センター】 特任教授(常勤) 審良静男※ 免疫グループ/自然免疫学

【所属部局】	専攻/部門
職名・担当教員名	母权/部門
【免疫学フロンティア研究センター】	
特任教授	
岸 本 忠 三*	免疫グループ/免疫機能統御学
特任教授(常勤)	
坂 口 志 文*	免疫グループ/実験免疫学
特任教授(常勤)	
長 田 重 一*	免疫グループ/免疫・生化学
教 授	
鈴 木 一 博	イメージンググループ/免疫応答ダイナミクス
【全学教育推進機構】	
教 授	
七五三木 聡	全学教育企画開発部/スポーツ・健康教育部門
【高等共創研究院】	
教 授	
鈴 木 啓一郎*	遺伝子工学・ゲノム編集
【情報科学研究科】	
教 授	
中野珠実	マルチメディア工学専攻/脳情報インタラクション講座

3. 連携講座教員

5. 座场碑座教員	
【研究分野】	研 究 内 容
職名・担当教員名	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
【蛋白質機能情報科学】	「ゲノム科学、タンパク質科学およびバイオインフォマティックスを
(医薬基盤・健康・栄養研究所)	利用した医薬品等の開発のための研究」特に、生命機能にかかわる蛋白
招へい教授	質群について、個々の蛋白質の機能および蛋白質群の相互作用がつくる
片 桐 豊 雅	制御ネットワークの両面から、現代の情報科学を駆使した研究を実施し
	ています。
【生命動態システム科学】	生命機能の単位である細胞は、膨大な数の分子がネットワークを形成
(理化学研究所生命機能科学研究センター)	して相互作用する超複雑なシステムです。わずかなエネルギー消費で自
招へい教授	律的かつ頑健に動作する生命システムの理解には、人工機械からの単純
泰 地 真弘人	なアナロジーではない新しい概念が必要でしょう。私たちは、最先端の
岡田康志	計測技術とスーパーコンピューターを駆使したモデル解析、そして合成
	生物学的手法による細胞機能の再構成という3つのアプローチの動的な
	融合を通じて、この新概念の創出を目指し、細胞システムの状態予測と
	制御を実現する「細胞まるごとモデリング」に挑戦しています。
【発生生物学】	動物の体が形成される過程は、三次元の構造が時間とともに刻々と変化
(理化学研究所生命機能科学研究センター)	するダイナミックなプロセスです。分子や遺伝子などの多くの要素が協力
招へい教授	して働くことで生み出される、生物の複雑な現象の動作原理や設計原理を
Yu-Chiun Wang	理解するためには、統合的な研究が必要です。王道である発生生物学や遺
柴 田 達 夫	伝学に加えて、物理学・工学・数理科学などの、『変わった』発想や方法
	論を用いて、生命科学の新しい課題の解明を目指しています。
【脳情報通信融合科学】	脳はスーパーコンピューターでも殆ど解けない難しい問題をいとも簡
(情報通信研究機構脳情報通信融合研究センター)	単に解いています。我々のグループでは計算論的神経科学の立場から、
招へい教授	社会における意思決定や情動、運動制御等の問題に対する計算モデルの
鈴 木 隆 文	構築と、その実証のためのfMRIやMEGを用いた非侵襲脳機能イメージ
春 野 雅 彦	ング、神経細胞の活動記録、遺伝子多型解析など様々なレベルの実験を
	行っています。このアプローチにより、現実社会における行動や脳活動
	の定量的な予測と制御の実現を目指しています。

※担当教員名の末尾に※印が付されている担当教員は、入学時点から5年以内に定年退職予定か、若しくは 雇用期限が到来する予定です。本研究科に入学してから修了までの間、継続して指導を受けることができ ない場合があります。そのため配属を志望される際には、<u>必ず各担当教員に直接確認をしてください。</u>な お、連携講座への配属を志望する場合も同様に確認を行ってください。

4. 研究室配属について

■ 仮配属(4月入学者:7月まで、10月入学者:1月まで)

仮配属として研究室に所属することになります。

入学時点で未定の場合は、4月(または10月)以降の科目履修と並行して希望研究室を訪問し、各自交渉を進めてください。研究室によっては収容数の関係で受入れできない場合もあるため、早い段階で交渉を進めてください。

■ 配属(4月入学者:7月以降、10月入学者:1月以降)

配属先の研究室(指導教員)及び副指導教員を大学院係まで、届け出てください。

また、配属に際しては、仮配属先と同じ研究室に留まる者が優先されますので、配属先の変更を希望する場合は、新・旧研究室の教員と十分に意思疎通を図るように努めてください。

■ 副指導教員について

研究指導を受ける教員とは別に、研究領域に関することは基より種々の相談に対応するために副指導教員制度を導入しています。また、本制度の適用は、2018年度以降の入学者からとし、B群科目「生命機能学 I、II」(11ページ参照)を必ず履修してください。なお、副指導教員を決定する際には、十分に指導教員と相談の上、決定してください。

.....

生命機能研究科 研究室本配属及び副指導教員届

_							_	_		牛	,月	_	ŀ
研	究	科	生命機能研究科	学籍番号	3	2	Α						
連	絡	先		学生氏名									
本配属指導教員名						(必	ず内	諸を	得て	こおく	(= 6	느)	•
副指導教員名		第1希望											
11111111111111111111111111111111111111		第 2 希望											

※ 必要事項を記入し生命機能研究科大学院係に提出願います。なお、副指導教員は、希望に基づいて調整の上、研究科委員会で決定されます。

【参考】副指導教員に関する申し合わせ

- 1. 副指導教員は、教務委員会の承認の基で、指導教員の裁量権を代行することができるものとする。
- 2. 生命機能研究科基幹講座以外の教員が学生の指導教員となる場合の副指導教員は、生命機能研究科基 幹講座の専任教授をもって充てるものとする。
- 3. 副指導教員は、必ずしも教授でなくてもよいものとする。なお、できるだけ他研究分野の教員である 方が望ましい。
- 4. 副指導を担当する学生は、原則として1学年あたり4名までとする。 ただし、学生からの希望が多い教員について、研究科委員会で調整のうえ、5名以上となる場合がある。
- 5. 副指導教員は、生命機能研究科B群専門科目「生命機能学」を担当し、担当学生に対する指導、助言、成績評価等を行うものとする。

Ⅳ. 学位取得について

1. 修士学位の取得について

本研究科では、修士課程の修了に相当する要件を満たせば、修士の学位が授与されます。 5年一貫制の博士課程において、2年次に中間考査を実施し、修士論文に相当する「中間評価論文」を提出し、審査に合格すると修士号が授与されます。

中間考査実施に関する取扱いは、以下のとおりとなっています。

生命機能研究科中間考査実施に関する取扱いについて

(平成15年2月24日研究科委員会・教授会承認) (令和元年10月23日(一部修正))

- (1)本研究科の学生は、博士課程修了要件の一つとして、中間考査を受けるものとする。
- (2)中間考査を受ける時期は、第2年次冬学期末とする。この時期に受検しない者、及び受検したが不合格となった者は指導教員の判断により以降の冬学期末に中間考査を受けるものとする。ただし、留学、病気その他の理由により受検しない者で、特別に考慮すべき事情が認められた場合は、上記の時期にかかわらず、教務委員会で個別に実施日を決定する。
- (3) 中間考査を受けようとする者は、「中間評価論文」を提出するものとする。
- (4) 中間考査の実施方法は、修士学位審査に準じるものとする。
- (5) 中間考査に合格した者には、修士の学位が授与され、授業科目のうち「D群科目」 及び「E群科目」を履修し、博士論文を提出する資格を得ることができるものとする。
- (6) 中間考査申請の条件等は、下記のとおりとする。
- ①中間考査を申請できる者は、本研究科博士課程に当該年度末で2年以上在学し、所定の単位を修得見込みであること。なお、所定の単位が不足した場合は、中間評価論文の審査に合格しても留年となり、次年度以降も在籍のうえ所定単位を満たした時点で学位取得が認められる。
- ②中間考査の申請日時については、教務委員会が別に定める。
- (7)修士又は博士の学位を有する者が第1年次に入学した場合は、上記により中間考査 を受けるものとする。
- (8) 第3年次編入学者については、中間考査を免除するものとする。
- (9)中間考査が不合格となった者は、3年次には進級せず、2年次に留年となる。
- (10) 上記による同一学年への在学は3年を超えることはできないものとする。
- (11) その他中間考査の取扱いに関し、疑義が生じた場合は、教務委員会で協議し、研究 科委員会・教授会で決定するものとする。

■ 中間考査のスケジュール ※()内は10月入学者

7月(6月)中旬頃 「中間評価論文審査委員届」、「学位記記載事項確認表」、(「中

間評価論文審查題目届」「中間評価論文要旨」)提出期限

12月初旬頃 「中間評価論文題目届」「中間評価論文要旨」提出期限

1月中旬(8月初旬)頃 「中間評価論文」提出期限

2月初旬(8月下旬)頃 中間評価論文公聴会・審査会

3月(9月)初旬頃 修士学位授与判定

2月下旬(9月初旬)頃 「中間評価論文」提出期限(審査会で修正指示のあった論文

のみ)

■ 中間考査受験にあたっての注意

本研究科では、30単位取得「見込み」で中間考査を受けることになっています。所定の30単位を取得することが前提ですので、もし3月初旬の中間考査合否判定の段階で所定の単位が不足していれば、中間評価論文の審査に合格しても留年となり、修士号取得の時期は30単位を満たした時点、つまり、新年度に入ってからということになります。この場合、もちろん4月以降も在学していることが前提となります。

特に2年次で修士号取得退学して、4月から就職等を考えている人は十分に留意してください。また、そのまま在学する人は、中間考査に合格して修士号を取得しない限り、つまり、30単位を取得したあとでないと3年次配当の授業科目は履修できません。

このような事態にならないよう、必要な単位が不足しないよう、充分留意してください。

■ 論文審査委員

2名以上の本研究科教授【主査(指導教員)・副査】で構成するものとする。また、 必要に応じて准教授や他研究科教員等を2人目の副査に含むことができるものとする。

【中間考査に係る必要書類】

書類名	提出先	備考
中間評価論文題目届	大学院係	副査の選定にあたっては、指導教員と相談 のうえ、あらかじめ当該教員の内諾を得て おくこと。
学位記記載事項確認票	大学院係	
中間評価論文要旨	大学院係	論文の目的、内容、結論をA4版1枚にまと めること。
中間評価論文	主査、副査、 大学院係各1部	論文の具体的な体裁や分量については特に 定めないので、指導教員と相談のうえ各自 判断すること。
誓約書	大学院係	

2. 博士学位の取得について

本研究科における博士号申請資格と審査手順は以下のとおり定められています。

博士号申請資格要件及び審査手順について

(平成16年10月1日制定)

(平成28年2月10日(一部修正))

博士号を取得しようとする者は、所定の在学期間を在学し、修了要件単位を修得又は修 得見込みで、研究指導を受け、かつ、本研究科で定める博士号申請資格要件を満たしてい なければならない。

○博士号申請資格要件及び審査手順は、以下のとおりとする。

【博士号申請資格要件】

生命機能研究科の博士号取得の申請を指導教員(教授)が認めたとき。

【審査手順】

審査は、予備審査と本審査の2段階を経る。

所定の手続きを経て予備審査に合格した者は、本審査を受けることができる。

1. 博士号申請について

博士号申請資格要件を満たした者は、学位授与申請書(予備審査用)に博士論文(紙媒体)を添えて、博士号資格審査委員会へ提出する。なお、学位授与申請書(予備審査用)は論文題目届、予備審査員(予備審査の主査・副査候補者)の推薦、論文内容の要旨、並びに指導教員の推薦書から成る。

〈博士号申請の審査等〉

博士号資格審査委員会では、提出された学位授与申請書、博士論文を審査した上で、各 予備審査委員を決定する。予備審査委員は、申請者(以下「候補者」という)の専門領域 に近い教員であり、予備審査会及び予備審査委員会を開催する。

なお、予備審査委員会は、本研究科教授2名を含む3名以上の審査委員(教授または准教授)で構成する。各審査委員会の判断により、他研究科、他大学研究機関から委員(教授及び准教授に相当)を加えることができる。予備審査委員には指導教員を含めないものとする。

2. 予備審査会について

博士号申請の審査で申請を承認された者は、予備審査を受けることができる。

予備審査会は、候補者と予備審査委員により非公開で行い、候補者の博士論文について の発表と質疑を行う。

開催時期は、本審査会の1週間以上前とする。予備審査会は2回以上開催される可能性 を考慮し、会場、日程は、候補者が各予備審査委員と相談して調整する。

〈予備審査委員会〉

予備審査会の後、予備審査委員会において博士論文等の審査を行う。また、各予備審査 委員会の必要に応じて指導教員や関係者に説明や意見を求めること、審査保留として再度 の予備審査会、予備審査委員会を行うことができる。

予備審査委員会では、候補者の博士論文と研究能力を審査する。また、合否判定には候補者が第1著者となる学術論文についても十分に考慮する。

3. 本審査会について

予備審査に合格した者は、本審査を受けることができる。

本審査会は、公開で行う。本審査会の後、本審査委員会において博士論文等の審査を行う。

本審査を受ける者は、所定の学位授与申請書類(本審査書類)を、大学院係を通じて研究科長あて提出する。

〈本審査委員会〉

本審査委員は、本研究科教授3名以上で構成し、本審査を行う。主査は指導教員(教授) がなるものとする。副査は、原則として予備審査委員より選任する。

定例の本審査会は1月あるいは2月に行うが、予備審査合格の日程により、博士号資格 審査委員会の定める他の月にも行うことができる。本審査会は、一人あたりの持ち時間を 20分(10分発表、10分質疑応答)とする。

4. 博士論文について

大阪大学生命機能研究科においては、博士論文の内容と形式について以下の指針を設ける。

- (1) 博士論文 (thesis) は申請者自身によって書かれた一つの独立した論文であり、単著論文である。 "We~" "私たちは~" ではなく、"I~" "私は~" と記載すること。
- (2) 博士論文は十分な学術的価値を有するものであり、その内容は高いオリジナリティーを有するものでなければならない。
- (3) 研究の背景や目的、位置づけ、意義や新規性が当該分野以外の研究者にも理解できるように書かれた部分(章)を含むものとする。
- (4) 申請者によって既に発表された論文の内容が含まれていても良いが、一つの統一した論文として書かれるべきである。
- (5) 英語または日本語で書かれるものとする(英語が望ましい)。
- (6) 日本語で博士論文を作成する者は、論文の表紙の後、日本語の要旨の前のページに 英文アブストラクトを 200~300 語程度で付けることとする。
- (7) 以上を踏まえて、博士論文は次のような項目から構成されるものとする。
 - ① 表紙(タイトル、氏名、修了年月)、② 要旨、③ 目次、④ 本文、⑤ 業績(発表 論文や学会発表など。共著の場合は申請者の主たる寄与を明記する。)また、博士論 文は A4 版で作成するものとする。

5. その他

- (1) 学位授与申請書類及び博士論文等の必要部数、提出時期等については別途通知する。
- (2) 生命命機能研究科に5年以上(3年次編入学の場合は3年以上)在学し、必要単位 を修得した者は、「単位修得退学」となり、退学後3年以内であれば博士学位授与申請 をすることができるものとする。

■ 修了時期と対象者について

<i>l/c</i> → n+ ++n		書類提出期限			
修了時期	早期修了者	通常修了者	修業年限超過者	(予備審査)	
6月期	×	×	0	令和6年3月14日(木)	
9月期 〇		0 **	0	令和6年6月13日(木)	
12月期	×	×	0	令和6年9月12日(木)	
3月期	0	0	0	令和7年1月7日(火)	
備考	事前に別途資格審査が必要。詳細は別途通知する「早期修了に係る在学期間短縮申請について」を参照すること。	※9月期は3年次編入学者(10月入学)のみ対象。	5年(3年次編入学者にあっては3年) の修業年限を超えて申請する者。単位 修得退学後3年以内の者を含む。	スケジュールの詳細 は別途通知する「博 士学位審査日程」を 参照すること。	

■ 学位審査における審査委員についての留意事項

各審査委員会における"本研究科教授"とは、「生命機能研究科教員一覧」(14~18ページ)の「1. 専任教員・特任教員」、「2. 兼任教員」及び「3. 連携講座教員」の教授が該当します。

■ 学位審査の流れ

▼ 予備審査前面談の実施

【5年次に進級し博士学位の取得を目指す学生に対してのみ実施】

- ▼ 予備審査関係書類の提出
- ▼ 予備審査委員会の決定・予備審査申請者への通知
- ▼ | 博士論文の剽窃確認(指導教員が実施)
 - 予備審査(論文発表30分、質疑応答30分の概ね1時間程度)【非公開】
 - ↑ 予備審査結果の通知・本審査関係書類の提出
- ▼ 本審査(公聴会)(発表10分、質疑応答10分)【公開】
 - 学位授与判定
 - 学位授与

■ 予備審査前面談について

5年次に進級し博士学位の取得を目指す学生に対して、7月(10月入学の場合は12月)に予備審査前面談を行います。それに先立ち、指導教員と相談の上、面談を行う3名の教員候補者(主査1名、副査2名)を選出し大学院係に所定の様式を提出してください。3名のうち2名以上は生命機能研究科教授とし、主査は生命機能研究科基幹講座教員から選ぶ必要があります。なお、指導教員及び同じ研究室の教員は面談員になれません。各面談員の判断により、副査の3人目以降の面談員として他研究科、他大学研究

機関から委員(教授及び准教授に相当)を加えることができます。

申請内容を博士号資格審査委員会で審議した後、予備審査前面談員を決定します。この 3名の教員は後に実施する予備審査会の主査・副査となります。詳細については別途通知 いたします。なお、面談後に提出される「予備審査前面談実施報告書」については、大学 院係から学生と指導教員に対して、写しを送付して報告を行います。

■ 提出書類

*提出書類は変更になる場合があるので、必ず掲示・通知で確認してください。

<予備審査前面談申請時>

(1) 予備審査委員(主査・副査) 候補者の推薦について(予備審査前面談)

<予備審査申請時>

- (1) 学位授与申請書(予備審査) (様式1-①)
- (2)予備審査委員(主査・副査)候補者の推薦について(様式1-②)
- (3) 論文目録(様式2)
- (4) 論文内容の要旨(様式3)
- (5)履歴書(様式4)
- (6) 指導教員の予備審査推薦理由書
- (7)研究実績(業績)調書
- (8) 共著者承諾書(主論文の第一著者が2名以上の場合のみ)
- (9) 英文トランスクリプト発行に伴う外国籍の者の氏名調(外国籍で、交付を希望する 者のみ)
- (10) 博士論文(暫定版) 1部
- (11) 博士論文のインターネット公表 (大学機関リポジトリ掲載)確認書 (様式10)
- (12) チェックリスト
- (13) 剽窃確認の結果
- (14) 誓約書

<予備審査終了後>

- (1)博士学位論文予備審査結果報告書
- (2) 論文審査の結果の要旨及び担当者
- (3) 本審査に係る主査・副査候補者の推薦について

<本審査終了後> ※詳細は申請者に対し大学院係より通知

- (1) 博士学位論文審査結果報告書
- (2) 論文審査の結果の要旨及び担当者
- (3) 学位論文(電子データ(PDF))

【留意事項】※詳細は大学院係へお問い合わせください。

博士論文(全文)のインターネット公表を「保留」とした場合で、その後、出版刊行、学術誌等への掲載後、出版社等の著作権ポリシーを学位被授与者が確認した場合及び特許出願内容の公開後は、速やかに、その報告を「博士論文のインターネット公表(大学機関リポジトリ掲載)保留事由に係る報告書(様式11)」により大学院係へ提出してください。

Ⅴ. 大阪大学の大学院教育システム及び横断型教育について

■ 学際融合・社会連携を指向した双翼型大学院教育システム (Double-Wing Academic Architecture)

大学院教育システム構築の背景と目的

現代社会には、SDGsに代表される様々な課題が数多く存在します。こうした複雑な社会課題を 解決するには、それぞれのコアとなる専門的知見に加えて、広い視野から課題を多角的に捉え、多様 なステークホルダーと柔軟に協働する力が求められます。

このような社会背景を踏まえて、大阪大学では、大学院での学びを皆さん自身がデザインすること ができる新しい大学院教育システム「学際融合・社会連携を指向した双翼型大学院教育システム" Double-Wing Academic Architecture"(以下「DWAA」という。)」を推進しています。

DWAAの考え方

DWAAは、研究科・専攻等における専門分野の教育(「知の探究」型教育)に加え、専門分野のコ アの修得を前提として、新たに「知と知の融合」「社会と知の統合」の二つの方向に教育を広げていく 点が特徴です。

知の探究

これまでの学術編成を尊重し専門分野を深め、専門家を育成する教育

従来の学術編成に基づいた研究科の専門分野における深い知識や 高い技術を保持する人材を育成する教育です。

知と知の融合

いくつかの異なる学問・研究分野からなる複合領域を学修する教育

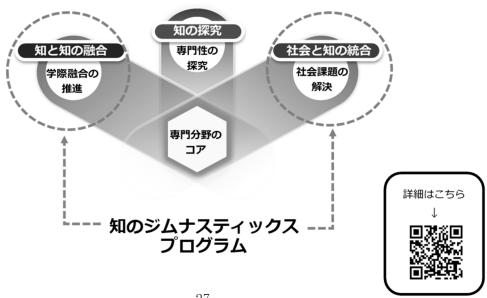
異なる分野にも視野を向け知的地平を広げられる教育を指します。 新たな知識や技術の組み合わせを試みる創造的な活動を促進します。

社会と知の統合

社会課題に対する解決に向けての実践的な取り組みを通じて学修する教育

社会の様々なステークホルダーとともに解決すべき課題を発見して 解決方法を創造し、さらに社会に実装することができる能力を育成し ます。授業の中で、社会課題の解決に実践的に取り組む機会を提供し、 異なる背景を持った人々と意思疎通を図る能力や社会を変えようとす る過程で直面する困難を乗り越える力量を身につけます。授業によっ ては、学外(社会、企業等)との接点を持った取組み等も含まれます。

学際融合・社会連携を指向した双翼型大学院教育システム (Double-Wing Academic Architecture)



知のジムナスティックスプログラムとは

この DWAA の考え方に基づき、「知と知の融合」「社会と知の統合」の二つの学際領域に分類される高度教養教育の教育プログラムを総称して「知のジムナスティックスプログラム」と呼び、専門分野の深化を目指す従来の大学院教育と併せて履修を推進しています。

大阪大学で展開している教育プログラムは以下のとおりです。

教育プログラムの詳細はこちらー



■ 大学院副専攻プログラム、大学院等高度副プログラムについて

大阪大学では、大学院教育における高度教養教育の更なる展開に向けて導入された「学際融合・社会連携を指向した双翼型大学院教育システム(Double-Wing Academic Architecture、DWAA)」を推進しており、その一環として、大学院に入学した学生を中心に、学生が所属する主専攻の教育課程以外の教育プログラムを履修できる「大学院副専攻プログラム」、「大学院等高度副プログラム」を提供しています。

「大学院副専攻プログラム」、「大学院等高度副プログラム」は、学生が所属する主専攻の教育課程以外の内容を学んだり、あるいは主専攻の専門性を生かすための関連分野を学んだりするための教育プログラムです。主専攻の学修と並行して、用意されたプログラム科目を効果的に受講することで、学際的・俯瞰的な視点や複眼的視野を養うことを目的としています。

どちらのプログラムも、教育目標に沿った一定のまとまりのある授業科目で構成されており、各プログラムが定める要件を満たすことで、当該プログラムの修了認定証が交付されます。

なお、2024年度は「副専攻プログラム」23プログラム、「高度副プログラム」47プログラムが実施されます。

また、「大学院等高度副プログラム」のうち、一部のプログラムは「**大学院科目等履修生高度プログラム**」として、社会人に対しても提供されています。

各プログラムの詳細については、以下のURLもしくはQRコードからご参照ください。 ※大学院の新入生にはプログラムのパンフレットを別途配布します。

https://itgp.osaka-u.ac.jp/programs/list/advanced/



■ 学際融合教育科目について

本学における横断型教育(学部・研究科の枠を超えた学び)の、より一層の充実を目指して、複眼的視野を涵養するための授業科目として「**学際融合教育科目」**を設置しています。

学際融合教育科目は、全学の大学院学生に提供していますので、興味のある方は是非履修してみてください。

- ※学際融合教育科目は、大学院横断教育科目の科目区分の一つとして開講しています。詳細については、それぞれのシラバスを参照してください。
- ※履修登録は、全学で統一された「他部局科目の履修登録期間」内にKOAN(学務情報システム) から行ってください (https://koan.osaka-u.ac.jp)。
- ※大学院横断教育科目の単位認定についての取り扱いは、研究科によって対応が異なります。修了 要件への算入可否については、事前に指導教員や所属研究科の教務担当窓口に確認してください。

詳細については、以下のURLもしくはQRコードからご参照ください。

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/education/fukusenkou/gakusai



■ コミュニケーションデザイン科目及びCOデザイン科目について

■ 教育プログラムの目的

大阪大学は、高等教育における新しい教育の目標として〈高度汎用力〉の育成を掲げています。 COデザインセンターは人をつなぎ、知識をつなぎながら、ともに創出する力を身につけるための学部・研究科横断型の新しい高度教養・高度汎用力育成プログラムの研究開発と教育にあたっています。「コミュニケーションデザイン科目」は、対話することを通して、課題を発見し、ともにその解決をめざし、社会のなかで実践するための基礎的な教育プログラムとして学部生、大学院生を対象に開講されています。

また、「COデザイン科目」は、さまざまな現実の社会課題の解決を目指したアドバンスト・プログラムとして、より系統的に社会実践力を修養するための科目群として大学院学生を対象に開かれています。

■ コミュニケーションデザイン科目及びCOデザイン科目の修得単位について

コミュニケーションデザイン科目及びCOデザイン科目が修了要件単位に算入できるか否かについては、各研究科によって取り扱いが異なりますので、履修に際しては、事前に指導教員や所属研究科の教務担当窓口に必ず相談してください。

■ 履修手続方法について

コミュニケーションデザイン科目とCOデザイン科目の履修登録は、全学で統一された「他部局科目の履修登録期間」内にKOAN(学務情報システム)から行ってください(https://koan.osaka-u.ac.jp)。

VI. 教育職員免許状の取得について

■ 教育職員の免許を取得するためには

大学(短期大学)及び高等専門学校を除くすべての国公私立学校の教育職員(常勤、非常勤を問わない)となるためには、それぞれ相当の教育職員免許状(以下「免許状」という。)を取得しなければなりません。免許状を取得するためには、「教育職員免許法」、「教育職員免許法施行規則」等の定めるところにより大学において所定の単位を修得する必要があります。

■ 本研究科で取得できる免許状

本研究科は、中学校教諭・高等学校教諭「理科」の専修免許状取得のための課程として認定されています。すでに「理科」の一種免許状を取得している者が同教科についての専修免許状を取得する場合は、大学院において開講される「理科」の教科に関する科目を24単位以上修得すればよいことになっています。

「理科」の教科に関する科目は別に定められていますので、具体的な科目名及びその 他詳細については、「生命機能研究科教職課程の教科に関する科目表」を参照してくだ さい(大学院係で配布します)。

なお、平成15年度から法律の改正により、一定の要件を満たせば専修免許状に専攻 名のほか、分野名まで記入できるようになりました。

■ 教職課程の履修方法

免許状を取得するためには、基礎資格を得た上に「教科に関する科目」、「教職に関する科目」及び「教科又は教職に関する科目」について、下表に揚げる所定の単位数及び教育職員免許法施行規則第66条の5定める科目を8単位修得しなければなりません。

■ 免許状取得のために要する基礎資格及び修得単位数表

免許状の種類		基礎資格	特に文部科 学省令で 定める科目	教 基礎 解 は 関 す 目		大学が独自 科目	に設定する 大学院で 修得
中学校	一種免許状	学士の学位	8	27	28	4	
教諭	専修免許状	修士の学位	8	27	28	4	24
高等学校	一種免許状	学士の学位	8	23	24	12	
教諭	専修免許状	修士の学位	8	23	24	12	24

Ⅷ. 授業について

1. 授業科目の履修方法等について

■ 履修登録について

本研究科で開講する授業科目については、81ページ以降に掲載の科目表を参照してください。履修の登録は指導教員の指示を受けながら慎重に進めてください。

■ 履修登録方法について

履修登録は、大阪大学学務情報システム(KOAN:下記「KOANについて」参照) により行います。履修登録期間は、概ね、学期開始から3週間程度です。詳細は追って 通知しますので、必ず期間内に登録してください。

■ 履修登録の注意事項

同一時間内の重複受講はできませんので、時間割表でよく確認してください。

B群~E群など研究室で実施される授業科目についても履修登録が必要ですので、忘れないように登録してください。

■ KOANについて

KOANには、学内外のパソコンからアクセスすることができます。ログインには、 入学時にお渡しする「大阪大学個人 ID」が必要です。

KOANの入力・操作マニュアルは、マイハンダイに掲載されていますので、適宜、 参照してください。[マイハンダイ:https://my.osaka-u.ac.jp/]

■ 外国の大学院での授業科目等の履修について

本研究科に在学中の者で外国の大学院に留学して授業科目等を履修する場合は、留学する前に予め留学に係る所定の手続きを行い、研究科長の許可を得る必要があります。

留学先で修得した単位は、教授会の承認を得て、10単位を限度として修了に必要な単位とすることができます。なお、手続き方法については、35ページ「留学による修得単位の認定」を参照してください。

- ※1. 正規の留学手続きを経た者の留学先大学院における履修科目については、当該大学院の発行する履修証明書に基づいて、その科目及び単位の認定について審査されます。
- ※2.履修証明書には、授業科目、単位数、評価(評価基準併記)、授業期間(始期、終期)及び授業 延べ時間数が明示され、当該大学院の長等の証明がなければなりません。

2. 授業時間割について

授業時間割表は、生命機能研究科ホームページの「カリキュラム」に掲載しています。 また、シラバスは同「カリキュラム」よりKOANのシラバス閲覧サイトへリンクして いますので、参考にしてください。

時限	時 間	時限	時間
1	8:50~10:20	4	15:10~16:40
2	10:30~12:00	5	16:50~18:20
3	13:30~15:00	6	18:30~20:00

3. 交通機関の運休及び気象警報発令時の授業(試験を含む)の取扱いについて

- ・メディア授業 (定期試験を含む。以下同じ。) については、この取扱いを適用せず、気象警報の発表時等においても原則として授業を実施します。
- ・ただし、メディア授業の実施が困難な事象が発生した場合は、授業開講部局の判断 により休講とすることがあります。その場合は、KOAN等でお知らせします。
- ・学生の皆さんの居住地域又は通学経路にある地域に暴風警報又は特別警報が発表された場合、震度 5 強以上の地震が発生した場合において、避難又はその準備をしなければならない等やむを得ない事情により、メディア授業を受講できない場合には、履修上不利益とならないよう配慮しますので、授業開講部局又は生命機能研究科大学院係に申し出てください。

① 気象警報発表時の取扱い

大阪府「豊中市・吹田市・茨木市・箕面市のいずれか又はこれらの市を含む地域」に「暴風警報」、又は「特別警報*」が発表された場合、授業は休講とします。なお、当該発表が授業開始後の場合は、次の時限の授業から休講とします。

*「特別警報」については大雨、暴風、暴風雪、大雪など内容を限定せず、すべての 「特別警報」を対象とします。

② 公共交通機関の運休時の取扱い

災害により、通学路線のうち以下の公共交通機関のいずれかが運行の休止又は運転の 見合せ(以下、「運休」という。)となった場合(一部区間の運休を含む)、当該キャンパスで開講する授業を休講とします。

豊中キャンパス	阪急電車(宝塚線:大阪梅田-宝塚間)又は
量中イヤンハス	大阪モノレール (全線)
吹田キャンパス	阪急電車(千里線:大阪梅田/天神橋筋六丁目-北千里間)又は
	大阪モノレール (全線)
箕面キャンパス	大阪メトロ(御堂筋線(北大阪急行路線含む):梅田-箕面萱野間)又は
具曲イヤンハス	大阪モノレール (全線)

ただし、事故等による一時的な運転見合せについては、休講としません。

③ 気象警報又は公共交通機関運休の解除時の取扱い

気象警報又は公共交通機関の運休が解除された場合の取扱いは次のとおりとします。

運休・警報解除時刻	授業(試験を含む)の取扱い
午前6時以前に解除された場合	全日授業実施
午前9時以前に解除された場合	午後授業実施
午前9時の時点でまだ解除されない場合	全日授業休業

注1:連合小児発達学研究科については、別途当該研究科からメールにより取扱いを連絡し ます。

注2:解除の確認は、テレビ・ラジオ・インターネット等の報道によるものとします。

④地震発生時の取扱い

大阪府「豊中市・吹田市・茨木市・箕面市」のいずれかで震度5強以上の地震が発生 した場合、その日の授業を休講とします。ただし、地震の発生が午後5時15分以降の 場合は、翌日の授業も休講とします。

また、地震が当該地域以外で発生した場合又は震度 5 強未満の場合は、公共交通機関 の運行状況に応じて対応することとし、上記②の取扱いに従うこととします。

⑤ 災害に伴う避難勧告又は避難指示発令時の取扱い

大阪府「豊中市・吹田市・茨木市・箕面市」のいずれかの市から、災害に伴う避難勧告又は避難指示(以下「避難勧告等」という。)が発令された地域(以下「避難地域」という。)に所在する部局においては、授業を休講とする場合があるので、部局からの連絡に従ってください。

⑥ その他

- (1) この取扱いに該当しないため授業を実施する場合であっても、学生の皆さんの居住地域又は通学経路にある地域で、上記①と同様の気象警報が発表された場合、上記④と同様の地震が発生した場合、上記②以外の公共交通機関が運休した場合等やむを得ない事情により授業を欠席した場合は、履修上不利益とならないよう配慮しますので、授業開講部局又は生命機能研究科大学院係に申し出てください。
- (2) 気象警報の発表、公共交通機関の運休又は避難勧告等の発令が事前に予想される場合、 又は緊急に休講措置の必要が生じた場合は、大学ホームページ又はKOANにおいて 通知します。

4. 学生のみなさんへの連絡方法

学生のみなさんに対する通知等は、KOAN掲示板又は生命機能研究科ホームページにより周知いたします。なお、学外のパソコンからも閲覧可能であり、必要に応じて閲覧するように心がけてください。

学生個人への連絡は、事情によっては電話、電子メールにて行う場合がありますので、 KOANには常に最新情報を登録しておくようにしてください。<u>また、大阪大学本部及び</u>大学院係からのメールでの連絡については、大阪大学で配付したOUメールアドレス(・・・・ @ecs.osaka-u.ac.jp) あてに送信いたしますので、普段OUメールを使用しない場合は、 転送設定をするなどして、必ず確認できるようにしておいてください。

5. 教務関係手続き等について

休学・退学などをする場合は、原則として休学開始期日の1ヶ月以上前までに手続きを 完了してください。

■ 休学する場合 〔必要書類:休学願〕

病気その他の事由により3ヶ月以上修学が困難な場合は、研究科長の許可を得て休学 することができます。

① 授業料に関する取扱い

休学に伴う授業料の取扱は、学期ごとの納入期限(前期分:5月、後期分:11月)があるため、次のa~cに示すように願い出のタイミングにより要納入額が、異なりますので、必ず期日までに手続きを行ってください。

- a.3月(又は9月)末までに4月1日(又は10月1日)開始の休学を申し出てこれが許可された場合は、休学期間中の授業料は不要です。復学期日の属する月から納付する必要があります。
- b.4月(又は10月)末までに5月1日(又は11月1日)開始の休学を申し出て手続きを完了しこれが許可された場合は、休学するまでの1か月分のみ納付することで許可された期間休学することができます。
- c.上記の期日までに手続きを完了できなかった場合は、前期分(又は後期分)の授業料を納付する必要があります。

② 在籍期間の取り扱いについて

- a 休学期間は、在学年数に算入されません。
- b 休学期間は、5年(3年次編入学の場合は3年)を超えることはできません。

■ 退学する場合 〔必要書類:退学願〕

就職その他の事由により退学する場合は、研究科長の許可を得て退学することができます。

① 授業料に関する取扱い

退学に伴う授業料の取扱は、学期ごとの納入期限(前期分:5月、後期分:11月)があるため、次のa~bに示すように願い出のタイミングにより要納入額が、異なりますので、必ず期日までに手続きを行ってください。

- a.4月1日(又は10月1日)以降、4月末日(又は10月末日)までに学期途中の 退学を申し出て手続きを完了しこれが許可された場合は、授業料の12分の1に相 当する額に退学する月までの分を乗じて得た額を納付することで退学できます。
- b.上記期限までに手続きが完了できなかった場合は、退学期日が属する学期(前期又は後期)の授業料を納付する必要があります。

■ 留学する場合 〔必要書類:留学願+海外渡航システム登録〕

本学と外国との間に締結された(大学間/部局間)学生交流協定等に基づく大学院への派遣(交換留学)を希望する場合は、留学開始の原則1ヶ月以上前に研究科長の許可を得なければなりません。

■ 休学期間中に留学する場合 〔必要書類:休学願+海外渡航システム登録〕 語学留学などを目的とした私的な海外渡航で、3ヶ月以上修学が困難な場合は、休学 を願い出ることができます。 ■ 大阪大学の他研究科へ転研究科する場合 〔必要書類:転研究科願〕

本研究科修業期間内に本学他研究科への転研究科を希望する場合(修士号取得後、他研究科博士後期課程への進学を希望する場合等)は、当該研究科の事務に資格や出願期限を確認したうえで、申し出てください。研究科試験ではなく、入学試験を受験して他研究科に進学(入学)する場合は、検定料・入学料が発生しますのでご注意ください。

■ 休学後に復学する場合 〔必要書類:復学願+診断書(該当者のみ)〕

休学の事由が消滅し、休学期間中に復学しようとする場合は、復学の前月までに願い出て許可を得てください。また、病気等で医師の診断書に基づく休学をした時の復学は、医師の診断書を添えて「復学願」を提出してください。なお、休学期間満了日翌日に復学する場合は、手続き不要です。

ただし、休学期間中に復学した場合は、復学した日が属する月からの授業料が、発生します。

- 改姓(改名)・保証人変更等の場合 〔必要書類:転籍(改姓名)届〕 転籍(改姓名)等に伴い、学籍情報(KOANに登録されている氏名のデータ等)の 変更を希望する場合は、随時届け出てください。
- 指導教員等を変更する場合 〔必要書類:指導教員(副指導教員)変更届〕 諸事情により配属研究室等の変更を希望する場合は、関係教員の了承を得たうえで変 更することができます。

■ 住所変更等

本人連絡先(住所、電話番号等)に変更が生じた場合は、速やかにKOAN→[学生住所登録]画面より修正してください。[学生住所登録]に登録されている連絡先は、授業料納入等の各種連絡に必要となります。

■ 留学による修得単位の認定

[必要書類: 留学による修得単位認定願、留学先大学の成績証明書、シラバス等講義の内容が分かるもの] 留学先で修得した単位を本研究科の修了に必要な単位として認定を希望する場合は、帰国後速やかに必要書類を提出してください。成績証明書には、授業科目、単位数、評価(評価基準併記)、授業期間(始期、終期)及び授業延べ時間数が明示され、当該大学院の長等の証明がなければなりません。なお、所定の認定単位数を超えて履修した授業科目は、修了単位には加算されませんが、学籍簿には登録されます。

★各種願届出様式

生命機能研究科大学院係窓口で配布

★書類提出先

生命機能研究科大学院係

6. 学生証について

学生証は、本学の学生であることを証明するものであるだけでなく、証明書自動発行機や図書館の入館にも使用しますので、汚損・紛失しないよう所定のケースに収納し、常時携帯してください。なお、汚損・破損した場合は、直ちに再発行の手続きを行ってください。

【吹田キャンパス】教育企画課学務情報係(本部棟地下1階)電話:06-6879-7105

【豊中キャンパス】豊中学生センター (学生交流棟2階) 電話:06-6850-6119

7. 証明書の発行について

① 証明書自動発行機による発行

【発行可能な証明書】

証明書の種類	留意事項
在学証明書	
成績証明書	
卒業証明書(学部)	本学出身者のみ
修了証明書(修士)	本子田身有のみ
学割証	1日3枚、年間10枚まで発行可能。
(学校学生生徒旅客運賃割引証)	110亿、中间10亿公(光门内能。
	個人によって証明書自動発行機から出力されない場合
健康診断証明書	があります。詳細は各キャンパスのキャンパスライフ
	健康支援・相談センターに問い合わせてください。

【証明書自動発行機の設置場所・利用時間】

キャンパス	設置場所	利用時間
吹田キャンパス	吹田学生センター1階ホール	8時30分-17時00分
	医学部共通棟 1 階玄関	8時30分-17時00分
	工学部管理棟(U1M) 教務課窓口横	9時00分-17時00分
豊中キャンパス	学生交流棟(豊中学生センター)2階ロビー	8時30分-17時00分
	共通教育管理講義棟 (A棟) 2階ロビー	8時30分-17時00分

② 大学院係での発行(http://www.fbs.osaka-u.ac.jp/ja/student/certificate)

証明書自動発行機で発行できない証明書については、大学院係にて証明書交付願を記入し、提出してください。※遠隔のキャンパスに居住している場合は、大学院係あて電子メールによる申請でも構いません。この場合、本人であることが確認できるよう、OUメールアドレスから送付するか、身分証明書の写し(学生証のスキャン画像等)を添付するようにしてください。なお、基本的に翌日の発行となりますが、申請時期や証明書の種類等により時間を要する場合がありますので余裕をもって申請してください。

修士号取得退学見込証明書

修士号取得退学見込証明書

氏名〇〇〇

(〇〇年〇〇月〇〇日生)

入 学 年 月 〇〇年〇〇月

修士号取得見込 〇〇年〇〇月

取 得 学 位 修士(〇〇)

課 程

車 攻 生命機能専攻

上記の者は、本研究科博士課程において 修士学位を取得し、〇〇年〇〇月〇〇日退 学する見込の者であることを証明する。

なお、本研究科は5年一貫制の博士課程 であるので、修士号取得退学と表記するが、 これは修士課程修了に相当する。

○○年○○月○○日

大阪大学

大学院生命機能研究科長

0000即

- ・修士学位修得後、引き続き進学しない場 合、学籍上は退学(修士号取得退学)と なります。これは、区分制大学院の修士 課程修了に相当し、本研究科では左記の とおり証明書を発行していますので、就 職等で必要な場合は、大学院係へ申し出 てください。
- 博士課程(5年一貫制) ・修士号取得退学見込証明は、修士号取得 見込年度に限り発行可能です。1年次中 に発行することはできませんのでご注意 ください。

8. 海外渡航届システムの利用について

大阪大学では、昨今世界各地で頻発するテロ事件をはじめ災害や感染症の発生など海 外で緊急事態が発生した場合に、海外渡航中の学生の皆さんも無事に過ごしておられる どうか安否確認を行っています。皆さん在学中に以下のようなケースで海外へ渡航する ことがあると思いますが、基本的にはいかなるケースにおいても必ずシステムにアクセ スし、渡航情報の登録を忘れず行うようにしてください。

- ① 交換留学や海外研修など大学が主催するプログラムに参加する場合
- ② 学会参加やフィールドワークなど海外で研究活動を行う場合
- ③ 海外インターンシップ、休学留学、海外旅行、留学生の一時帰国など公私に関わら ず上記以外の理由で海外に出かける場合
- ◆海外渡航届システムへのアクセスは、次の URL から行ってください。 http://osku.jp/m0783

9. ゼミ旅行等の団体旅行について

旅行代理店等で団体(グループ)旅行座席手配書用紙を入手し、所要事項記入のうえ、 大学院係で研究科長の証明を受けてください。

Ⅷ. 学生納付金及び各種奨学金について

■ 授業料の納入について

- 1. 授業料は所定の期間内(前期分は5月末まで、後期分は11月末まで)に納入することになっています。本学では、納入者の利便性を考慮して、学生名義の銀行預金口座から振替により納入する「授業料口座振替制度」を採用していますので、この制度を利用してください。現金、郵便為替での窓口収納は取り扱いません。
- 2. 所定の期日までに納入を完了しない場合には、本人及び保証人に督促を行い、相当期間を経過してもなお納入されない場合は、除籍されることになりますので十分注意してください。

なお、年度末において完納されていない場合は、全て除籍の対象となります。

- 3. 授業料の納入が困難な学生に対しては、大阪大学授業料免除規程により免除される道が開かれていますので、次項「授業料等の免除及び奨学金」を参照してください。
- 4. 休学する場合の取扱いについては、前期又は後期の初めから休学するときは、その学期の授業料は免除されますが、学期の途中から休学するときは、その学期の分は収納されます。
- 5. 学期途中での退学又は休学する場合の授業料については、月割で納入するできる場合があります。前期途中で退学又は休学する場合は4月中、後期途中で退学又は休学する場合は10月中に、在籍する月数分の授業料を納入する必要があります。ただし、退学又は休学の手続きは、それ以前に行っておく必要がありますので、注意してください。

■ 授業料(入学料)の免除等制度について

本学学部学生を対象とした高等教育修学支援制度と、高等教育修学支援制度の申請資格を満たさない一部の学部学生や大学院学生を対象とした大阪大学授業料等免除等制度があります。各制度で定める申請資格に該当する場合は、これらの制度を申請することにより、授業料等の全部または一部の納入額が免除される(納入期限が猶予される)可能性があります。経済的理由や家庭の事情等により納入が困難な状況にあるときは、本学のホームページに掲載するこれらの制度の案内や情報をよく確認してください。

なお、授業料(入学料)の免除等制度への申請を希望される場合には、所定の期限までに申請手続を行うようにしてください。

授業料免除等の申請については、前期(4月から9月まで)分、後期(10月から翌年3月まで)分のそれぞれの期の授業料ごとに免除を決定します。

1. 制度概要

(1) 大学院学生の授業料(入学料) 免除

以下の要件に該当する方は、大阪大学独自の支援制度として実施する授業料免除に申請することができます。詳細は大阪大学ホームページの情報を確認するようにしてください。

- ① 経済的理由によって納入が困難であり、学力基準を満たす方。
- ② 授業料免除については、前後期各期の授業料の納入前6ヶ月以内(新入生に限り納入前1年以内)に、 出願者の主たる学資負担者が死亡又は出願者本人もしくは出願者の主たる学資負担者が風水害等の災害 を受けたことにより、授業料の納入が困難であると認められる方。入学料免除については、入学前1年以 内において、出願者の主たる学資負担者が死亡又は出願者本人もしくは出願者の主たる学資負担者が風 水害等の災害を受けたことにより、納入が著しく困難であると認められる方。

申請方法等

下記URLまたはQRコードからWebページにアクセスし、申請要項*を確認の上、所定の手続を申請期間内に行ってください。

(※前期:2月末 後期:8月末掲載予定)

<大阪大学授業料免除等制度の申請方法等(申請要項・申請システム)> https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/remission/system



(2) 入学料収納猶予・授業料収納猶予・授業料分納

大阪大学独自の支援制度として実施します。詳細は大阪大学ホームページの情報を確認するようにして ください。

2. 問い合わせ先

吹田学生センター授業料免除担当 (開館時間 平日8:30~17:00)

☎: 06-6879-7088 • 7161 ⊠gakusei-sien-enl@office. osaka-u. ac. jp

■ 日本学生支援機構奨学金〈貸与〉(外国人留学生を除く) について

日本学生支援機構奨学金は、勉学に励む意欲があり、またそれにふさわしい能力を持った学生が経済的 理由により修学をあきらめることのないように支援する制度です。貸与奨学金は返済の義務があり、必ず 返済しなければなりません。

1. 奨学金の種類と受給月額

(2023年12月時点)

奨学金の種類	貸	与 月 額
第一種奨学金	博士前期(修士)課程	50,000円、88,000円から選択
(無 利 子)	博士後期(博士)課程	80,000円、122,000円から選択
第二種奨学金 (有 利 子)	50,000円、80,000円、100,000	0円、130,000円 150,000円から選択

- (注1) 第二種奨学金に採用された方は、卒業・修了後、奨学金を返還する際、利子を附加した額を返還することになります。なお、貸与終了時に決定した利率を返還完了まで適用する方式と、貸与終了時から概ね5年ごとに利率を見直す方式のどちらか一方を選択できます。(いずれの方式も利率の上限は年3%)
- (注2) 大学院において第一種奨学金の貸与を受けた方で、在学中に特に優れた業績を挙げた方として認定された場合、奨学金の返還が免除される制度があります。

【募集情報(大阪大学ウェブサイト)】

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/jasso/recruit



2. 申請方法等について

入学前に「予約採用」で採用候補者となった場合や、入学後に新規で申請したい場合の必要手続きや期限の詳細は、3月下旬頃に本学ウェブサイトに掲載します。貸与奨学金、給付奨学金でそれぞれ手続きが異なります。上記1に記載したURLまたはQRコードから該当する募集情報を確認して、所定の方法により期限までに手続きを行ってください。

3. 問い合わせ先

豊中学生センター奨学金担当(豊中キャンパス学生交流棟2階)

※お問い合わせは大阪大学ウェブサイトの問合せフォームをご利用ください。

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/jasso/form_recruit



■ 地方公共団体及び民間奨学団体奨学金(外国人留学生を除く)について

地方公共団体及び民間奨学団体による奨学金(以下、「各種奨学金」という。)は、学業、人物ともに優れ、かつ、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる方に給与もしくは貸与される制度です。

学生センターで取り扱っている各種奨学金は、「候補者を選考し大学から推薦する奨学金」と「希望者が 直接出願する奨学金」があります。

「候補者を選考し大学から推薦する奨学金」については、推薦人数に限りがあり、またそれぞれの奨学会での推薦基準があるため、必ずしも申請者全員が推薦候補者になるとは限りません。

また、奨学生に採用されると、在学中のみならず卒業後も民間奨学団体等との関係は続きます。大阪大学から推薦されたという自覚を持ち、向学心をさらに高め、交流会、面談、研修会への出席や、生活状況調書、成績表、奨学金受領書の提出など、奨学生としての義務を果たさなければなりません。これらの義務を怠った場合、辞退や採用取り消しとなる場合もありますので、十分に考慮の上、申請してください。

1. 対象者

奨学金の種類により異なります。

2. 申請方法

◆候補者を選考し大学から推薦する奨学金

大学からの奨学生候補者は、登録者から選考します。

登録要項をダウンロードのうえ、要項で指定している受付期間内に申請してください。

詳細は、当該期の「民間団体等奨学生推薦候補者登録要項」(以下、「登録要項」)を参照してください。 「登録要項」は、12月下旬から、大阪大学ホームページよりダウンロードできます。

下記URLまたはQRコードからWebページにアクセスしてください。

<地方公共団体及び民間奨学団体の奨学金>

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/campus/tuition/scholar/gov_n_private



推薦までの流れ

1 2月下旬~	「登録要項」ホームページ掲載
*	
2月下旬~ 3 月	登録受付期間 (登録要項にて指定された期間に申請してください。)
*	
4月~6月	候補者選考、推薦期間 (候補者にのみ、吹田学生センターから連絡します。)

◆希望者が直接出願する奨学金

大学に募集案内があった場合、その都度KOAN掲示板にてお知らせします。 地方公共団体奨学金については、本学に募集案内が来ない場合があるので、直接、出 身地等の教育委員会等へ照会してください。

3. 問い合わせ先

吹田学生センター民間団体等奨学金担当 (開館時間 平日 8:30~17:00) ■ gakusei-sien-enl@office.osaka-u. ac. jp

以. 健康管理及び安全について

■ 健康診断について

学生定期健康診断は、学校保健法、大阪大学の健康診断規程で受検が義務付けられている健診で、全学生が受検しなければなりません。毎年4月の数日間に実施していますので、ホームページなどでの実施通知を見落とさないように注意してください。

健診は、キャンパスライフ健康支援・相談センター豊中本室もしくは吹田分室どちらのセンターでも受検できます。未受検の場合には、教育実習・病院実習・就職活動・奨学金などに必要な健康診断書を発行できませんので、必ず受検するようにしてください。

■ キャンパスライフ健康支援・相談センターについて

大阪大学の学生・教職員が充実したキャンパスライフを送れるように、キャンパスライフ健康支援・相談センターでは、医師、カウンセラー、コーディネーター、メディカルスタッフ等がそれぞれの専門性を活かしながら、健康支援・相談、メンタルヘルス支援、障害者支援などの様々な支援活動を日々行なっています。

キャンパスライフ健康支援・相談センターは、保健管理部門(豊中本室、吹田分室、 箕面分室)と相談支援部門(学生相談室、アクセシビリティ支援室、ピア相談室)から 構成されており、下記の通り様々な業務を行なっています。

どこに問い合わせればよいのかがよくわからない場合、なんでも相談室にご相談下さい。 キャンパスライフ健康支援・相談センターHP: https://hacc.osaka-u.ac.jp/ja/

保健管理部門

学生・教職員向けの診療業務(内科・精神科・整形外科)

女性外来

禁煙外来

学生向け健康診断(新入生健診・春季学生健診・秋季学生健診)

教職員向け健康診断(定期健康診断・雇入れ健診・海外渡航前後健診)

特殊業務従事者健康診断

相談支援部門

障がい等のある学生の支援に関する相談-アクセシビリティ支援室 プロのカウンセラーによるカウンセリング-学生相談室 ピアアドバイザー(学生相談員)による相談-ピア相談室

なんでも相談室

どこかで相談したいが、どこに行けばよいかよく分からないというような相談や SOGI相談等をお受けし、適切な学内外の相談支援機関や医療機関を紹介します。 必要に応じ、紹介先の機関と連携や連絡をとりあって、相談がスムーズに進むよ うにサポートします。

■ 生命機能研究科学生相談室について

本研究科独自の学生相談室を細胞棟2階に設置しています。相談のある方は、先ず、学生相談室事務担当にメール (soudan@fbs.osaka-u.ac.jp) 又は、電話 (06-6879-4421) で連絡してください。また、事務担当を通さないで学生相談委員に直接連絡して相談することも可能です。学生相談委員の一覧は、生命機能研究科ホームページ研究科内限定掲示板に掲載しています。

■ 生命機能研究科障がい学生相談室について

生命機能研究科障がい学生相談窓口(大学院係)では、修学上の配慮を希望するなど、 障がい等のある学生の支援に関する相談を受け付けています。学生本人の申し出により 検討し、その必要性が認められた場合、実際の支援に応じています。相談を行い方は下 記メールアドレスまでお送りいただくか、生命機能研究科大学院係窓口、もしくは各キャンパスのキャンパスライフ健康支援・相談センターアクセシビリティ支援室に直接お 越しください。自分が支援の対象なのかどうかわからないという場合も、お気軽にお問 合せください。

生命機能研究科障がい学生相談受付アドレス: shien@fbs.osaka-u.ac.jp アクセシビリティ支援室相談受付アドレス: campuslifekenkou-acs@office.osaka-u.ac.jp

■ 学生教育研究災害傷害保険について

「学生教育研究災害傷害保険 (学研災)」は、国内外における教育研究活動中に学生が被った「けが」に対して補償を提供するために設立された保険制度です。

大阪大学では、全ての対象者がこの保険に加入することとしています。加入がまだの 方は、すぐに加入の手続きをとってください。

1. 対象

学部生、大学院生、研究生、聴講生及び科目等履修生(留学生を含む。) (大学施設を単に利用するだけの研修生は対象となりません。ただし日本学術振興会特別研究員は対象となります。)

2. 保険金の内容

2. 体质亚切门台				
保険金が支払われる	死亡保険金	後遺障害保険金	医療保険金	入院加算金
事故の範囲				
正課中(授業、実験実	2,000 万円	程度に応じて	治療日数1日以上が対象	1 目につき
習、演習等)		120 万円	3,000 円~30 万円	4,000円
学校行事中		~3,000万円		
通学中	1,000 万円	程度に応じて	治療日数 4 日以上が対象	1日につき
学校施設等相互間の		60 万円	6,000 円~30 万円	4,000円
移動中		~1,500 万円		
大学施設内(課外活動				
を除く)				
公認団体が大学に届	1,000 万円	程度に応じて	治療日数 14 日以上が対	1日につき
け出た学内外の課外		60 万円	象	4,000円
活動中		~1,500万円	3万円~30万円	
	I	ſ	i e	i

(平成30年4月以降)

3. 加入方法及び請求方法

《加入方法》

入学手続きの際に「学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり」とゆうちょ銀行の払 込取扱票を配布しますので、必ず**郵便局またはゆうちょ銀行の窓口で通学中等傷害危険 担保特約保険料を含む下記の金額**を払い込んでください。接触感染予防保険金支払特約 には対応していません。

※誤った金額を振り込まれた場合、加入手続きが取れず、この保険の対象となる「けが」 であっても保険金の支払いができません。必ず、所属学部(研究科)及び学年に対応し た金額を払い込んでください。

	生命機能
学年	大学院
#	(博士)
1	4,050 円
2	3,300 円
3	2,600 円
4	1,750 円
5	1,000 円
6	

《事故の通知》

保険事故が発生したときは、ただちに事故の日時・場所・状況・傷害の程度を事故通知ハガキにより保険会社へ通知する必要があります。事故の日から30日以内に通知のない場合は、保険金が支払われないことがあります。

事故通知ハガキは、大学生協の保険窓口に取りに来てください。記入したハガキは、 大学生協の保険窓口から保険会社へ送付します。

《保険金の請求》

請求に必要な書類は大学生協の保険窓口で渡します。記入・作成のうえ、大学生協の 保険窓口に提出してください。

※学生教育研究賠償責任保険(学研賠)について

正課・学校行事中やインターンシップ(大学が承認したものに限る)・介護体験活動・教育実習・保育実習及びその往復中に、他人にケガをさせたり、他人の財物を損壊したり したことによる法律上支払わなければならない損害賠償金を補償する保険です。

学研賠へは、「学研災」へ先に加入していなければ、加入することができません。加入 希望者は必ず「学研災」に加入していることを確認のうえ、大学生協の保険窓口で必要書 類を受け取り、郵便局で保険料を払い込んでください。

4. 窓口

豊中生協事務所(豊中キャンパス豊中福利会館4階) 吹田工学部生協事務所(吹田キャンパスセンテラス2階)

5. 問い合わせ先

大阪大学 生活協同組合 総務部 (豊中福利会館4階) 06-6841-3326

6. ホームページ

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/general/insurance.html

X. 規程関係

規程等は随時制定・改廃されますので、適宜大阪大学ホームページ等で確認してください。 URL: https://www.osaka-u.ac.jp/jp/about/kitei/reiki_menu.html

1. 大阪大学学部学則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この学則は、大阪大学(以下「本学」という。)の学部の修業年限、教育課程その 他の学生の修学上必要な事項について、定めるものとする。

(教育研究上の目的の公表等)

第1条の2 本学は、学部又は学科ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

(学部及び学科)

第2条 本学に、次の学部及び学科を置く。

文学部 人文学科

人間科学部 人間科学科

外国語学部 外国語学科

法学部 法学科、国際公共政策学科

経済学部 経済・経営学科

理学部 数学科、物理学科、化学科、生物科学科

医学部 医学科、保健学科

歯学部 歯学科

薬学部 薬学科

工学部 応用自然科学科、応用理工学科、電子情報工学科、環境・エネルギー工学

科、地球総合工学科

基礎工学部 電子物理科学科、化学応用科学科、システム科学科、情報科学科

(収容定員)

第3条 前条に定める学部及び学科の収容定員は、別表1のとおりとする。

(学年)

第4条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第5条 学年を分けて、次の4学期とする。

春学期

夏学期

秋学期

冬学期

- 2 春学期及び秋学期の開始日は、それぞれ 4月1日及び 10月1日とし、夏学期及び冬 学期の開始日は、総長がその都度定める。
- 3 夏学期及び冬学期の終了日は、それぞれ 9月 30日及び 3月 31日とし、春学期及び秋学期の終了日は、総長がその都度定める。

(休業日)

第6条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)及び天皇の即位の日及び即位礼正殿の 儀の行われる日を休日とする法律(平成30年法律第99号)に規定する休日

大阪大学記念日 5月1日

春季休業 4月1日から4月10日まで

夏季休業 8月5日から9月30日まで

冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

- 2 春季休業、夏季休業及び冬季休業については、学部の事情により学部長が総長の承認 を得て、その都度変更することができる。
- 3 臨時の休業日については、総長がその都度定める。

第7条 削除

第2章 学生

(修業年限)

- 第8条 修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部については、 6年とする。
 - 2 第 10 条の 5 の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修を認められた者(以下「長期履修学生」という。)は、当該許可された年限を修業年限とする。

(在学年限)

- 第9条 在学年限(長期履修学生の在学年限にあっても同様とする。)は、8年とする。ただし、医学部医学科、歯学部及び薬学部については、12年とする。
 - 2 前項の規定にかかわらず、第14条から第15条までの規定により、入学を許可された者の在学年限については、学部規程で別に定める。
 - 3 学生が前2項に規定する在学年限に達したときは、当該学生はその身分を失う。

(教育課程及びその履修方法等)

- 第10条 教育課程は、本学、学部及び学科の教育上の目的を達成するために、学位授与の 方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき必要な授業科目を開設し、教養教育、専門 教育及び国際性涵養教育を基に体系的に編成するものとする。
 - 2 授業科目の区分は、次のとおりとする。

教養教育系科目

学問への扉、基盤教養教育科目、高度教養教育科目、情報教育科目、健康・スポーツ教育科目、アドヴァンスト・セミナー、コミュニケーションデザイン科目

専門教育系科目

専門基礎教育科目、専門教育科目

国際性涵養教育系科目

マルチリンガル教育科目、高度国際性涵養教育科目、国際交流科目

3 前項に定める区分の各授業科目、履修方法等については、学部規程で別に定める。ただし、全学の協力のもとに実施する科目については、全学共通教育科目として別に定める。

- 4 前項の規定にかかわらず、コミュニケーションデザイン科目及び国際交流科目の開設 及び履修方法等については、別に定める。
- 5 第2項に定めるもののほか、教職教育科目を開設し、その授業科目、履修方法等については、別に定める。

(大学院等高度副プログラム)

- 第10条の2 前条の教育課程のほか、幅広い分野の素養等を培う教育を行うため、大学院 等高度副プログラムを開設する。
 - 2 大学院等高度副プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

- 第10条の2の2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
 - 2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
 - 3 第1項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
 - 4 第1項の授業の一部は、文部科学大臣が別に定めるところにより、校舎及び附属施設 以外の場所で行うことができる。

(単位の計算方法)

- 第10条の2の3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。
 - (1) 講義及び演習については、15 時間から 45 時間までの範囲で学部規程又は全学共通教育規程で定める時間の授業をもって 1 単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学部規程又は全学共通教育規程で定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (3) 1の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して学部規程又は全学共通教育規程で定める時間の授業をもって1単位とする。
 - 2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等の授業科目については、これらの学 修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な 学修を考慮して、単位数を定めることができる。

(学修証明書等)

- 第10条の2の4 第10条に規定する教育課程の一部をもって体系的に開設する授業科目の単位を修得した学生に対し、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第163 条の2に規定する学修証明書を交付することができる。
 - 2 前項に規定する体系的に開設する授業科目は、学修証明プログラムと称する。
 - 3 前項に定めるもののほか、学修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(他の大学等における授業科目の履修)

第10条の3 学部長(学部長から委任を受けた者を含む。以下同じ。)が教授会の議を経て

教育上有益と認めるときは、他の大学、専門職大学若しくは短期大学(専門職短期大学を含む。以下同じ。)又は外国の大学(専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。)若しくは短期大学との協議に基づき、学生に当該大学の授業科目を履修させることができる。ただし、やむを得ない事情により、外国の大学又は短期大学との協議を行うことが困難な場合は、これを欠くことができる。

2 前項の規定により、学生が他の大学、専門職大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において修得した単位は、60 単位を限度として、卒業に要する単位に算入することができる。

(大学以外の教育施設等における学修)

- 第10条の3の2 学部長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。
 - 2 前項の規定により与えることのできる単位は、前条第2項により修得した単位と合わせて60単位を限度とする。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第10条の4 学部長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、本学に入学した者が本学入学前に大学、専門職大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学において修得した授業科目の単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条第1項に規定する科目等履修生及び同条第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。)を、本学において修得したものとして認定することができる。
 - 2 学部長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、本学に入学した者が本学入学前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、学部の定めるところにより単位を与えることができる。
 - 3 前 2 項の規定により修得したものとして認定し、又は与えることのできる単位数は、 第 14 条から第 15 条までの規定により入学又は転学を許可された場合を除き、本学にお いて修得した単位以外のものについては、第 10 条の 3 第 2 項及び前条第 2 項の規定に より修得した単位と合わせて 60 単位を限度とする。
 - 4 第1項に定めるもののうち、学生が本学の科目等履修生として修得した単位を本学に入学した後に修得したものとみなすときは、その単位数、修得に要した期間その他当該学部が必要と認める事項を勘案して当該学部が認める期間を、第8条に規定する修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該修業年限の2分の1を超えることができない。

(長期にわたる教育課程の履修)

第10条の5 学部長は、別に定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第8条第1項に規定する修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

第10条の6 本学における教育職員の免許状授与の所要資格の取得方法は、別に定める。

(試験及び評価)

- 第10条の7 履修した各授業科目の合否は、当該授業担当教員が実施する筆記試験によって決定する。ただし、試験に代わる方法によることもできる。
 - 2 各授業科目の試験の成績は、100点を満点として次の評価をもって表し、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。
 - S (90 点以上)
 - A (80 点以上 90 点未満)
 - B (70 点以上 80 点未満)
 - C (60 点以上 70 点未満)
 - F (60 点未満)

(成績評価基準等の明示等)

- **第10条の8** 本学においては、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の 計画をあらかじめ明示するものとする。
 - 2 本学においては、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。

(組織的な研修等)

第10条の9 本学においては、教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善をする ための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(入学)

- 第11条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと学部長が認めたときは、夏学期、秋学期及び冬学期の始めに入学させることができる。
- 第12条 入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
 - (2) 通常の課程により、12 年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校を修了した者
 - (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
 - (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成 17 年文部科学省令第 1 号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第 2 条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和 26 年文部省令第 13 号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)
 - (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの
- 第13条 入学を志願する者に対して、入学者受入れの方針に基づき選抜試験を行い、総長

- は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。
- 2 選抜試験については、別に定める。
- **第14条** 次の各号のいずれかに該当する者については、総長は、学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
 - (1) 一の学部を卒業し、更に他の学部又は同一学部の他の学科(文学部、人間科学部及び外国語学部の場合にあっては、同一学科の他の専攻分野)に入学を志願する者
 - (2) 学部を退学した後、更にその学部に入学を志願する者
 - (3) 他の大学又は専門職大学の学部を卒業し、更に本学の学部に入学を志願する者
 - 2 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)で、本学の学部に編入学を志願するものについては、総長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、編入学を許可することがある。
 - 3 高等専門学校を卒業した者で、工学部又は基礎工学部に編入学を志願するものについては、総長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、編入学を許可することがある。
- **第14条の2** 次の各号のいずれかに該当する者で、法学部第3年次に入学を志願するものについては、総長は、法学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
 - (1) 大学若しくは専門職大学を卒業した者又は学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (2) 大学又は専門職大学において2年以上在学し、法学部が別に定める所定の単位を修得した者
 - (3) 外国において学校教育における 14 年以上の課程(日本における通常の課程による学校教育の期間を含む。)を修了した者(外国において最終の学年を含め2年以上継続して学校教育を受けていた者に限る。)
 - (4) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- **第14条の3** 次の各号のいずれかに該当する者で、人間科学部の第3年次に入学を志願するものについては、総長は、人間科学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
 - (1) 大学若しくは専門職大学を卒業した者又は学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者
 - (2) 大学又は専門職大学において2年以上在学し、人間科学部が別に定める所定の単位を修得した者
 - (3) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
 - (4) 外国において、前3号に相当する学校教育における課程を修了した者
- 第14条の4 外国語学部又は経済学部の第3年次、医学部の第2年次若しくは第3年次又は 歯学部の第3年次に入学を志願する者については、総長は、当該学部規程の定めるところ により、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
- 第15条 他の大学又は専門職大学の学部の学生で本学に転学を志願する者については、総 長は、学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、転学を許可することがある。

- 2 前項の規定により、転学を願い出た者は、その際現に在学する大学又は専門職大学の 長の許可書を願書に添えなければならない。
- **第16条** 第14条から前条までの規定により、入学を許可された者であって、既に1学年以上本学の授業科目を学修したものと同等以上の学力があると認定されたものの修業年数の計算については、既に1学年以上本学において修業したものとみなすことができる。
 - 2 前項の認定に当たり必要があるときは、学部規程の定めるところにより、試験を行う。
- **第17条** 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学願書に別に定める書類を添えて、 提出しなければならない。
- 第18条 入学の許可は、別に定める書類の提出、入学料の納付等所定の手続を経た者に対 して行う。
- **第19条** 前2条に定める手続その他に虚偽又は不正があった場合は、入学の許可を取り消すことがある。
- 第19条の2 次の各号のいずれかに該当する者が、その者に係る納付すべき入学料を所定 の期日までに納付しないときは、当該学生はその身分を失う。
 - (1) 第45条の2第1項の規定により入学料の免除を願い出た者で、免除が不許可となったもの又は一部の免除が許可となったもの
 - (2) 第 45 条の 3 第 1 項の規定による入学料の徴収猶予の可否を決定された者

(転部等)

- 第19条の3 転部又は学科の変更を志願する学生については、志願先の学部長が、学部規程の定めるところにより、転部又は学科の変更を許可することがある。
 - 2 前項の規定により、転部を願い出た者は、その際現に在学する学部の長の許可書を願 書に添えなければならない。
 - 3 第1項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、教授会 の議を経て学部長が行う。

(転学)

第20条 他の大学又は専門職大学に転学を志願する学生は、学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(留学)

- **第20条の2** 第10条の3第1項の規定に基づき、外国の大学又は短期大学に留学を志願する 学生は、学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。
 - 2 前項により留学した期間は、第8条に規定する修業年限に算入するものとする。

(休学)

- **第21条** 学生が、疾病その他やむを得ない事由により3月以上修学できない場合は、学部 長の許可を得て、その学年の終わりまで、休学することができる。
- **第22条** 疾病のため、修学が不適当と認められる学生に対しては、学部長は、休学を命ずることができる。
- 第23条 休学した期間は、在学年数には算入しない。
- **第24条** 休学期間は、4年を超えることができない。ただし、医学部医学科、歯学部及び 薬学部については、その休学期間は、6年を超えることができないものとする。
 - 2 前項ただし書の規定にかかわらず、薬学部については、薬学部長が特別の事情がある と認めたときは、休学期間を延長することができる。

第25条 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学部長の許可を得て、復学することができる。

(退学)

第26条 学生が退学しようとするときは、事由を詳記した退学願書を、学部長に提出し、 その許可を受けなければならない。

第27条 削除

(卒業)

- 第28条 第8条に規定する期間在学し、所定の授業科目を履修してその単位数を修得し、かつ、学部規程に定める試験に合格した者に対し、学部長は、教授会の議を経て、卒業を認定する。ただし、次項に定める場合を除き、特別の必要があり、かつ、教育上支障がないと学部長が認めたときは、第8条に規定する期間在学しない場合でも、教授会の議を経て、卒業を認定することができる。
 - 2 前項の規定にかかわらず、医学部、歯学部及び薬学部を除き本学に3年以上在学した者で、卒業の要件として当該学部の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものに対し、学部長は、当該学部規程の定めるところにより、教授会の議を経て、卒業を認定することができる。
 - 3 学部長は、前2項により卒業を認定したときは、文書で総長に報告しなければならない。
 - 4 第1項の規定による卒業に必要な単位のうち、第10条の2の2第2項に規定する授業の方法により修得する単位数は、60単位を超えないものとする。

(学士の学位)

- **第29条** 総長は、前条により卒業の認定を受けた者に対し、卒業を決定し、学士の学位を 授与する。
 - 2 前項の学位には、学部又は学科の区分に従い、次のとおり専攻分野の名称を付記する ものとする。

文学部 文学

人間科学部 人間科学

外国語学部 言語・文化

法学部 法学

経済学部 経済学

理学部 理学

医学部医学科 医学

保健学科 看護学 保健衛生学

歯学部 歯学

薬学部 薬学

工学部
工学

基礎工学部 工学

- 3 本学において学士の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、大阪大学と付記するものとする。
- 4 学士の学位記の様式は、別表2のとおりとする。

(除籍)

- 第30条 削除
- **第31条** 学生が故なく授業を受けないことが長きにわたるとき、又は成業の見込みがないときは、教授会の議を経て、総長は、除籍することができる。
- **第32条** 学生が授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないときは、学部長は、除 籍することができる。

(復籍)

第32条の2 前条の規定により除籍となった者から復籍の願い出があったときは、学部長は、復籍を認めることができる。

(懲戒)

- **第33条** 学生に、本学の規則に違反し又はその本分に反する行為があるときは、教授会の 議を経て、総長が懲戒する。
 - 2 懲戒は、戒告、停学及び放学とする。
 - 3 停学の期間は、第9条に規定する在学年限に算入し、第8条に規定する修業年限に算入しない。ただし、停学の期間が1月未満の場合には、修業年限に算入することができる。
 - 4 懲戒に関する手続は、別に定める。

第3章 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生

(特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生)

- 第34条 他の大学、専門職大学、短期大学若しくは高等専門学校又は外国の大学若しくは 短期大学との協議に基づき、学部長(大阪大学全学交換留学プログラムに係る場合にあ っては、学部長又は当該プログラムの受入部局の長。第37条、第38条の2及び第40条にお いて同じ。)は、当該大学等に在学中の者を特別聴講学生として入学を許可し、授業科 目を履修させることができる。
- 第34条の2 授業科目中1科目又は複数科目を選んで履修し、単位を修得しようとする者があるときは、学部長は、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。
- 第35条 授業科目中1科目又は複数科目を選んで聴講しようとする者があるときは、学部 長は、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。
- **第36条** 学部において特定事項について攻究しようとする者があるときは、学部長は、選 考の上、研究生として入学を許可することがある。
 - 2 研究生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の事情があるときはこの限 りでない。
 - 3 在学期間は原則として1年とする。ただし、研究上必要と認めたときは在学期間を延 長することができる。
- 第37条 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生又は研究生として入学を志願する者は、願書に別に定める書類を添えて、学部長に提出しなければならない。
- 第38条 実習及び攻究に要する特別の費用は、科目等履修生及び研究生の負担とする。
- 第38条の2 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生が次の各号のいずれかに該 当するときは、学部長は、除籍することができる。
 - (1) 成業の見込みがないと認められるとき。

- (2) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないとき。
- 第39条 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生については、この学則に定める もののほか、学部規程(大阪大学全学交換留学プログラムに係るものにあっては、大阪 大学全学交換留学プログラム規程)で定める。

第4章 特別の課程

(履修証明プログラム)

- 第39条の2 本学の学生以外の者を対象とした学校教育法第105条に規定する特別の課程 として、履修証明プログラムを編成することができる。
 - 2 前項に定めるもののほか、履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第5章 外国人留学生

(外国人留学生)

- 第40条 外国人で留学のため本学に学生、特別聴講学生、科目等履修生、聴講生又は研究生として入学を志願する者があるときは、選考の上、総長又は学部長は、入学を許可することがある。
 - 2 前項の許可を受け入学する者を外国人留学生という。

第41条 削除

第42条 削除

第43条 削除

第6章 検定料、入学料及び授業料

(検定料の納付)

第44条 入学を志願する者は、願書提出と同時に、検定料を納付しなければならない。

(検定料の免除)

第44条の2 総長が相当の事由があると認めて別に定めた場合は、検定料を免除することができる。

(入学料の納付)

第45条 入学に当たっては、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。

(入学料の免除等)

- 第45条の2 入学する者(科目等履修生、聴講生又は研究生として入学する者を除く。以下この項及び次条において同じ。)であって、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるものには、別に定めるところにより、入学料の全部又は一部を免除することができる。
 - (1) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者(以下この 号において「学資負担者」という。)が死亡した場合、又は入学する者若しくは学資負 担者が風水害等の災害を受けた場合
 - (2) 前号に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由がある場合
 - 2 第19条の2の規定により学生の身分を失った場合は、別に定めるところにより、当該学生に係る入学料を免除することができる。
 - 3 本学学部に合格し、一方の学部に対する入学(編入学、転入学及び聴講生、研究生と

しての入学を除く。)手続を行った後に、その入学を辞退し、他方の学部に対する入学 手続を行う者については、入学料を免除することができる。

- 4 前3項に定めるもののほか、総長が相当の事由があると認めて別に定めた場合は、入 学料を免除することができる。
- 5 前各項に定めるもののほか、総長が相当の事由があると認めて別に定めた場合は、入 学料を免除することができる。
- 6 第1項又は第2項の規定により入学料の免除を受けている者が別に定める事由に該当 すると認められる場合は、その入学料の免除を取り消すものとする。
- **第45条の3** 入学する者が次の各号のいずれかに該当する場合には、別に定めるところにより、入学料の徴収を猶予することができる。
 - (1) 経済的理由によって納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合
 - (2) 前条第1項第1号に掲げる場合で、納付期限までに入学料の納付が困難であると認められる場合
 - (3) その他やむを得ない事情があると総長が認めた場合
 - 2 前項に定めるもののほか、修学支援法に基づく入学料免除の申請を入学する者から受理した場合は、別に定めるところにより、入学料の徴収を猶予することができる。
 - 3 前2項の徴収猶予の期間は、当該入学に係る年度を超えないものとする。
 - 4 第 1 項の規定により入学料の徴収猶予を受けている者が別に定める事由に該当する と認められる場合は、その入学料の徴収猶予を取り消すものとする。
- 第45条の4 第45条の2第1項又は前条第1項の規定により、入学料の免除又は徴収猶予を受けようとする者は、所定の期日までに必要書類を添えて、総長に願い出るものとする。
 - 2 前項の規定により入学料の免除又は徴収猶予を願い出た者に係る入学料の納付については、免除又は徴収猶予の可否が決定するまでの間、猶予するものとする。

(授業料の納付)

- **第46条** 学生は、授業料を毎年前期(4月から9月まで)及び後期(10月から翌年3月まで)の2 期に分けて、所定の期日までに、年額の2分の1ずつ納付しなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、月割分納を許可することができる。
 - 2 第1項本文の規定にかかわらず、学生は、前期に係る授業料を納付するときに、当該 年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
 - 3 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生は、各期に受講する単位数分又は月数分の授業料を第1項(ただし書を除く。)に準じて納付しなければならない。
 - 4 第1項ただし書の月割分納を許可された者は、授業料年額の12分の1に相当する額を毎月納付しなければならない。ただし、夏季及び冬季休業中の授業料については、その開始前に納付させるものとする。
- **第47条** 学生が退学し、除籍又は放学された場合の授業料については、別に定める場合を 除くほか、その納期に属する分は徴収する。
 - 2 停学中の学生の授業料については、その期間中も徴収する。

(授業料の免除等)

第48条 学生が休学した場合の授業料は、休学月の翌月(休学する日が月の初日からのときは、その月)から復学当月の前月まで月割をもって免除する。ただし、休学する日が前期にあっては5月以後、後期にあっては11月以後であって、授業料の徴収猶予又は月額分

納を許可されていない者で、かつ、前期にあっては4月末日までに、後期にあっては10 月末日までに休学を許可されていないものの当該期の授業料については、この限りでない。

- 2 第 19 条の 2 の規定により学生の身分を失った場合、第 32 条若しくは第 38 条の 2 の 規定により学生を除籍した場合、又は死亡若しくは行方不明のため、学籍を除いた場合 は、当該学生に係る未納の授業料の全額を免除することができる。
- 3 第 49 条の規定により授業料の徴収猶予を許可されている学生が退学した場合は、月割計算により、退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除することができる。
- 第49条 本学の学生(科目等履修生、聴講生及び研究生を除く。)であって、経済的理由によって授業料の納付が困難であると認めるとき、その他やむを得ない事情があると認めるときは、別に定めるところにより、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。
 - 2 前項の徴収猶予の期間は、当該年度を超えないものとする。
- **第49条の2** 前2条に定めるもののほか、総長が相当の事由があると認めて別に定めた場合は、授業料を免除することができる。
- 第50条 第49条の規定により授業料の免除又は徴収猶予(月割分納の場合を含む。以下同じ。)を受けようとする者は、その事由を具して所定の期日までに総長に願い出るものとする。
 - 2 前項の規定により授業料の免除又は徴収猶予を願い出た者に係る授業料の納付については、免除若しくは徴収猶予の可否が決定するまでの間、猶予するものとする。
- 第51条 授業料の免除又は徴収猶予を受ける学生は、納期ごとに総長が定める。
- **第52条** 第49条第1項の規定により授業料の免除を受けている者がその事由を失ったときは、その当月から当該期末までの授業料を月割をもって納付しなければならない。
 - 2 第49条第1項又は第2項の規定により授業料の免除を受けている者が別に定める事由に該当すると認められる場合は、その授業料の免除を取り消すものとする。
 - 3 前項の規定により授業料の免除を取り消されたときは、当該免除に係る授業料を所定 の期日までに納付しなければならない。
 - 4 第49条第1項又は第2項の規定により授業料の徴収猶予を受けている者が別に定める事由に該当すると認められる場合は、その授業料の徴収猶予を取り消すものとする。
 - 5 第 49 条第 1 項又は第 2 項の規定により授業料の徴収猶予を受けている者がその事由 を失ったとき又は前項の規定により授業料の徴収猶予が取り消されたときは、直ちに授 業料を納付しなければならない。

(授業料等の不徴収等)

- 第52条の2 第44条及び第45条の規定にかかわらず、特別聴講学生に係る検定料及び入学 料は徴収しない。
 - 2 第46条第3項の規定にかかわらず、特別聴講学生が次のいずれかに該当する場合は、 授業料を徴収しない。
 - (1) 国立の大学又は専門職大学の学生
 - (2) 本学と相互に授業料の不徴収を定めた相互単位互換協定(部局間協定を含む。)に基づき授業科目を履修する公立若しくは私立の大学、専門職大学若しくは短期大学又は国立、公立若しくは私立の高等専門学校の学生

3 第44条、第45条及び第46条の規定にかかわらず、国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)に基づき入学する者及び本学と外国の大学等との間において相互に検定料、入学料及び授業料の不徴収を定めた大学間交流協定(部局間交流協定を含む。)に基づき入学する者については、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。

(検定料、入学料及び授業料の額)

第53条 第44条の検定料、第45条の入学料及び第46条の授業料の額は、大阪大学学生納付金規程(以下「納付金規程」という。)の定めるところによる。

(納付済の検定料、入学料及び授業料)

第54条 納付済の検定料、入学料及び授業料は返付しない。

- 2 第 13 条に規定する選抜試験における次の各号のいずれかに該当する者に対しては、 前項の規定にかかわらず、その者の申出により、前項の検定料のうち当該各号に掲げる 額を返付する。
- (1) 出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合において、第1段階目の選抜に合格しなかった者 納付金規程第2条第4項に定める第2段階目の選抜に係る検定料相当額(以下「第2段階目選抜検定料相当額」という。)
- (2) 出願を受け付けた後において、大学入学共通テストの受験科目の不足により出願資格のないことが判明した者 第2段階目選抜検定料相当額
- 3 第 46 条第 2 項の規定により前期分の授業料納付の際、後期分授業料を併せて納付した者が、前期末までに休学又は退学した場合は、納付した者の申出により後期分授業料相当額を返付する。

第7章 学寮等

(学寮等)

第55条 本学に、学寮及び外国人留学生を寄宿させる施設(以下「学寮等」という。)を設ける。

第56条 学寮等について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この通則は、公布の日から施行する。
- 2 次の規程は、廃止する。

大阪大学通則(昭和6年5月1日制定)

- 3 この通則施行の際、現に在学する旧制学部の学生については、学期、修業年限、在学年数、学科課程、履修方法及び卒業については、なお従前の例による。
- 4 昭和 27 年 3 月 31 日以前に入学し、引続き在学する者並びに他の国立大学から転学した者の授業料については、なお従前の例による。
- 5 旧制の大学院に関する規定は、なお従前の例による。

(略)

附則

1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。

(略)

(別表1 略)

(別表 2 略)

2. 大阪大学大学院学則

第1章 総則

(趣旨及び目的等)

- **第1条** この学則は、大阪大学(以下「本学」という。)の大学院の修業年限、教育方法その他の学生の修学上必要な事項について、定めるものとする。
 - 2 本学大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。
 - 3 本学大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

(課程及び標準修業年限)

- 第2条 本学大学院の課程は、博士課程とする。ただし、文学研究科及び医学系研究科に おいては、修士課程及び博士課程とし、高等司法研究科においては、法科大学院の課程 とする。
 - 2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。
 - 3 博士課程の標準修業年限は、5年とする。ただし、医学系研究科医学専攻、歯学研究 科又は薬学研究科医療薬学専攻の博士課程(以下「医学・歯学・薬学の博士課程」とい う。)の標準修業年限は、4年とする。
 - 4 博士課程は、これを前期2年の課程(以下「前期課程」という。)及び後期3年の課程 (以下「後期課程」という。)に区分する。ただし、医学・歯学・薬学の博士課程及び生 命機能研究科の博士課程にあっては、この区分を設けないものとする。
 - 5 前項の前期課程は、標準修業年限を2年とし、これを修士課程として取り扱うものとする。
 - 6 法科大学院の課程の標準修業年限は、3年とする。
 - 7 第 10 条の規定に基づき、長期にわたる教育課程の履修を認められた者(以下「長期履修学生」という。)は、当該許可された年限を標準修業年限とする。

(研究科、専攻及び課程)

第3条 本学大学院に置く研究科、専攻及びその課程は、次表に掲げるとおりとする。

研究科名	専攻名	課程の別
人文学研究科	人文学、言語文化学、外国学、日本学、芸術学	博士課程
人間科学研究科	人間科学	博士課程
法学研究科	法学・政治学	博士課程
経済学研究科	経済学、経営学系	博士課程
理学研究科	数学、物理学、化学、生物科学、高分子科学、宇 宙地球科学	博士課程
医学系研究科	医学、保健学	博士課程
	医科学	修士課程

歯学研究科	口腔科学	博士課程
薬学研究科	創成薬学、医療薬学	博士課程
工学研究科	生物工学、応用化学、物理学系、機械工学、マテ	博士課程
	リアル生産科学、電気電子情報通信工学、環境エ	
	ネルギー学、地球総合工学、ビジネスエンジニア	
	リング	
基礎工学研究科	物質創成、機能創成、システム創成	博士課程
国際公共政策研究科	国際公共政策、比較公共政策	博士課程
情報科学研究科	情報基礎数学、情報数理学、コンピュータサイエ	博士課程
	ンス、情報システム工学、情報ネットワーク学、	
	マルチメディア工学、バイオ情報工学	
生命機能研究科	生命機能	博士課程
高等司法研究科	法務	法科大学院の
		課程
大阪大学・金沢大学・浜	小児発達学	博士課程
松医科大学・千葉大学・		
福井大学連合小児発達学		
研究科		

2 前項の高等司法研究科は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 99 条第 2 項に定める専門職大学院とする。

(課程の目的)

- **第4条** 修士課程及び前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。
- 第5条 後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程及び生命機能研究科の博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
- 第5条の2 法科大学院の課程は、専門職大学院設置基準に定める専門職学位課程のうち、 専ら法曹養成のための教育を行うことを目的とする。

(教育課程の編成方針)

第5条の3 本学大学院の教育課程は、専門教育、国際性涵養教育及び教養教育を基に体 系的に編成するものとする。

第2章 教育課程

第5条の4 本学大学院(専門職大学院を除く。以下次項、第5条の6第1項、第9条の2、 第9条の4第1項及び第12条において同じ。)においては、その教育上の目的を達成す るために、学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき必要な授業科目を開 設するとともに学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策 定するものとする。

- 2 教育課程の編成に当たっては、本学大学院においては、専攻分野に関する高度の専門 的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵 養するよう適切に配慮しなければならない。
- 第5条の5 専門職大学院においては、その教育上の目的を達成するために、学位授与の 方針及び教育課程編成・実施の方針に基づき専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界 等と連携しつつ、開設するものとする。
 - 2 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に 応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答そ の他の適切な方法により授業を行うなど適切に配慮しなければならない。

(博士課程教育リーディングプログラム等)

第5条の6 各研究科において編成する教育課程を充実させるため、本学大学院に、次の プログラムを開設する。

博士課程教育リーディングプログラム

卓越大学院プログラム

2 前項の各プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(大学院副専攻プログラム等)

第5条の7 第5条の3から前条までに規定する教育課程等のほか、本学に、幅広い分野の素養等を培う教育を行うため、次のプログラムを開設する。

大学院副専攻プログラム

大学院等高度副プログラム

理工情報系オナー大学院プログラム

人文社会学系オナー大学院プログラム

2 前項の各プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(学修証明書等)

- 第5条の8 第5条の3から第5条の6までに規定する教育課程又はプログラムの一部を もって体系的に開設する授業科目の単位を修得した学生に対し、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「施行規則」という。)第163条の2に規定する学修証 明書を交付することができる。
 - 2 前項に規定する体系的に開設する授業科目は、学修証明プログラムと称する。
 - 3 前項に定めるもののほか、学修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(教育方法等)

- **第6条** 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。ただし、専門職大学院にあっては、研究指導を除くものとする。
 - 2 各研究科の授業科目の内容及び単位数並びに研究指導の内容並びにこれらの履修方法は、各研究科において別に定める。
 - 3 授業の方法及び各授業科目の単位の計算方法については、本学学部学則第 10 条の 2 の 2 及び第 10 条の 2 の 3 の規定を準用する。
 - 4 第2項に規定する授業科目のほか、次の授業科目を開設する。

大学院横断型の教育に関する授業科目(以下「大学院横断教育科目」という。)

博士課程教育リーディングプログラムに関する授業科目(以下「リーディングプログラム科目」という。)

国際交流科目

- 5 大学院横断教育科目、リーディングプログラム科目及び国際交流科目に関し必要な事項は、別に定める。
- 6 教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。
- 第7条 本学大学院においては、当該研究科教授会の議を経て研究科長(研究科長から委任を受けた者を含む。以下同じ。)が必要と認めるときは、当該研究科の他の専攻の授業科目、他の研究科の授業科目若しくは前条第4項の授業科目又は学部の授業科目を履修し、これを第15条に規定する単位に充当することができる。

(他の大学院等における授業科目の履修)

- 第8条 本学大学院においては、研究科長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、 他の大学院の授業科目、外国の大学院の授業科目又は国際連合大学の教育課程における 授業科目を学生に履修させることができる。
 - 2 前項に規定する授業科目の履修については、本学学部学則第 10 条の 3 第 1 項の規定 を準用する。
 - 3 第1項の規定により修得した単位は、15単位を限度として、これを第15条に規定する単位に充当することができる。

(特別の課程における学修)

- 第8条の2 本学大学院においては、研究科長が教授会の議を経て教育上有益と認めるときは、学生が行う学校教育法第 105 条の規定により大学院が編成する特別の課程(履修資格を有する者が、同法第 102 条第 1 項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。当該条及び次条において同じ。)における学修を、本学大学院における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
 - 2 前項の規定により与えることのできる単位は、前条第3項により修得した単位と合わせて15単位を限度とする。

(入学前の既修得単位の認定)

- 第8条の3 本学大学院においては、研究科長が教授会の議を経て研究科長が教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院入学前に大学院、外国の大学院又は国際連合大学の教育課程において修得した授業科目の単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条において準用する大学設置基準(昭和38年文部省令第28号)第31条第1項に規定する科目等履修生及び同条第2項に規定する特別の課程履修生として修得した単位を含む。)を本学大学院において修得したものとして認定することができる。
 - 2 前項の規定により修得したものとして認定することができる単位数は、第 24 条の 2 第 1 項に規定する入学又は第 32 条第 2 項に規定する再入学若しくは転学を許可された場合を除き、本学大学院において修得した単位以外のものについては、15 単位を限度として、第 15 条に規定する単位に充当することができるものとし、第 8 条第 3 項及び前条第 2 項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて 20 単位を限度とする。
- 第8条の4 専門職大学院における他の大学院における授業科目、外国の大学院における 授業科目又は国際連合大学の教育課程における授業科目の履修、特別の課程における学

修及び入学前の既修得単位の認定については、当該研究科の定めるところによる。

- 第9条 本学大学院においては、当該研究科教授会の議を経て研究科長が教育上有益と認めるときは、他の大学院等又は外国の大学院等とあらかじめ協議の上、当該大学院等において必要な研究指導(第45条で規定する国際連携専攻の学生が第46条で規定する連携外国大学院において受けるものを除く。)を受けることができる。
 - 2 前項の研究指導を受ける期間は、修士課程及び前期課程の学生にあっては、1年を超えることはできない。

(成績評価基準等の明示等)

- 第9条の2 本学大学院においては、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。
 - 2 本学大学院においては、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。
- **第9条の3** 専門職大学院においては、学生に対して、授業の方法及び内容並びに1年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。
 - 2 専門職大学院においては、学修の成果に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客 観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、 当該基準にしたがって適切に行うものとする。

(組織的な研修等)

- 第9条の4 本学大学院においては、教育の充実を図るため、授業及び研究指導の内容及 び方法を改善するための組織的な研修及び研究を実施するものとする。
 - 2 専門職大学院においては、教育の充実を図るため、授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(長期にわたる課程の履修)

第10条 研究科長は、別に定めるところにより、学生が、職業を有している等の事情により、第2条第2項、第3項及び第5項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

(教育職員の免許状授与の所要資格の取得)

第10条の2 本学大学院における教育職員の免許状授与の所要資格の取得方法は、別に定める。

第3章 課程の修了及び学位の授与

(試験及び評価)

- 第11条 履修した各授業科目の合否は、筆記試験若しくは口頭試験又は研究報告によって 決定する。ただし、試験に代わる方法によることもできる。
 - 2 各授業科目の試験の成績は、100点を満点として次の評価をもって表し、S、A、B及びCを合格、Fを不合格とする。
 - S (90 点以上)
 - A (80 点以上 90 点未満)
 - B (70 点以上 80 点未満)

- C (60 点以上 70 点未満)
- F (60 点未満)

(学位論文の提出等)

- 第12条 本学大学院においては、在学期間中に学位論文を当該研究科長に提出し、最終試験を受けるものとする。ただし、第15条第1項本文に規定する特定の課題についての研究の成果の審査を受ける場合並びに同条第2項に規定する試験及び審査を受ける場合は、この限りでない。
- 第13条 後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、前条の規定にかかわらず、退学後においても、当該研究科長の許可を得て博士論文を提出し、最終試験を受けることができる。
 - 2 医学・歯学・薬学の博士課程に4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、前条の規定にかかわらず、退学後においても、当該研究科長の許可を得て博士論文を提出し、最終試験を受けることができる。
 - 3 生命機能研究科の博士課程に5年以上(第24条の2の規定により入学を許可された者にあっては3年以上)在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、前条の規定にかかわらず、退学後においても、当該研究科長の許可を得て博士論文を提出し、最終試験を受けることができる。
- 4 研究科長は、前3項の許可を与える場合は、研究科教授会の議を経なければならない。 (学位論文の審査等)
- 第14条 学位論文の審査及び最終試験は、当該研究科教授会が、審査委員会を設けて行う。
 - 2 学位論文の審査においては、当該論文の内容に関する発表会を実施するものとする。
 - 3 学位論文の審査に当たって必要があるときは、当該研究科教授会の議を経て、他の大 学院等の教員等の協力を得ることができる。
 - 4 第1項及び前項の規定は、次条第2項に規定する試験及び審査を行う場合について準用する。

(修了要件)

- 第15条 修士課程又は前期課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、各研究科の 定めるところにより、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究 指導を受けた上、当該課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成 果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研 究業績を上げた者については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合 に限り、この課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
 - 2 前期課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。
 - (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
 - (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期課程 において修得すべきものについての審査

- 3 前項の規定は、第2条第3項に規定する標準修業年限を5年とする博士課程における 一貫した人材養成上の目的を有する教育課程を履修する者に限り適用することができる。
- 4 医学・歯学・薬学の博士課程を除く博士課程の修了の要件は、この課程に5年(修士課程又は前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学し、各研究科の定めるところにより、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に3年(修士課程又は前期課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。
- 5 第 1 項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者の医学・歯学・薬学の博士課程を除く博士課程の修了の要件は、この課程に修士課程又は前期課程における在学期間に 3 年を加えた期間以上在学し、各研究科の定めるところにより、所要の授業科目について 30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に 3 年(修士課程又は前期課程における在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。
- 6 医学・歯学・薬学の博士課程の修了の要件は、この課程に4年以上在学し、各研究科の定めるところにより、所要の授業科目について30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に3年以上在学すれば足りるものとする。
- 7 第4項及び第5項の規定にかかわらず、修士の学位若しくは専門職学位(学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者又は施行規則第156条の規定により、後期課程への入学資格に関し修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者が、後期課程に入学した場合の後期課程の修了の要件は、この課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に1年以上在学すれば足りるものとする。
- 8 前項本文の規定にかかわらず、各研究科において必要と認めるときは、前項の修了要件として、所要の授業科目について、所定の単位を修得することを加えることができる。
- 9 法科大学院の課程の修了の要件は、この課程に3年以上在学し、研究科の定めるところにより、所要の授業科目について、98 単位以上を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、法科大学院の課程において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められる者(以下「法学既修者」という。)については、当該研究科教授会の議を経て研究科長が特に認めた場合に限り、この課程に2年以上在学すれば足りるものとする。

(大学院における在学期間の短縮)

- 第15条の2 入学前に本学大学院及び他の大学院において修得した単位(学校教育法第 102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限るものとし、大学院設置基準第15条において準用する大学設置基準第31条第1項に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。)を本学大学院において修得したものと認定することのできる場合であって、当該単位の修得により当該研究科の修士課程又は博士課程(後期課程を除く。)若しくは法科大学院の課程の教育課程の一部を履修したと当該研究科が認めるときは、修得した単位数、その修得に要した期間その他必要と認める事項を勘案して1年を超えない範囲で当該研究科が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程又は前期課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。
 - 2 前項の規定は、修士課程又は前期課程を修了した者の前条第4項及び第5項に規定する博士課程における在学期間(同条第4項の規定により博士課程における在学期間に含む修士課程又は前期課程における在学期間を除く。)及び法学既修者の在学期間については、適用しない。

(学位の授与)

- **第16条** 第15条第1項から第7項まで及び前条の規定により課程を修了した者には、総長は、 当該課程に応じて修士又は博士の学位を授与する。
 - 2 第 15 条第 9 項及び前条の規定により法科大学院の課程を修了した者には、総長は、 法務博士の学位を授与する。
 - 3 第1項に規定するもののほか、生命機能研究科の博士課程において、第15条第1項 及び第2項に規定する修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも、総長は、修士 の学位を授与することができる。
- 第17条 前条第1項及び第3項の学位には、研究科の区分に従い、次のとおり専攻分野の名 称を付記するものとする。

 研究科名
 修士
 博士

 人文学研究科
 文学
 文学

言語文化学 言語文化学

日本語・日本文化 日本語・日本文化

人間科学研究科 人間科学 人間科学

 法学研究科
 法学
 法学

 経済学研究科
 経済学
 経済学

応用経済学 応用経済学

経営学 経営学

 理学研究科
 理学

 医学系研究科
 医科学
 医学

公衆衛生学

保健学 保健学

看護学 看護学

歯学研究科 歯学

薬学研究科 薬科学 薬科学

工学研究科 工学 工学 基礎工学研究科 工学

理学

国際公共政策 国際公共政策研究科 国際公共政策

工学

情報科学研究科 情報科学 情報科学

> 理学 理学 工学 工学

生命機能研究科 生命機能学 生命機能学

> 理学 理学 工学 工学

大阪大学・金沢大学・ 小児発達学 小児発達学

浜松医科大学,千葉大

学,福井大学連合小児

発達学研究科

2 前条第2項の法務博士の学位には、専門職と付記するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、学際領域等の分野を専攻した者で、当該研究科教授会の 議を経て総長が適当と認めるときは、学術と付記することができる。

第18条 前条に定めるもののほか、修士、博士及び法務博士の学位については、本学学位 規程の定めるところによる。

第19条 削除

第 4 章 入学、休学、退学、転学、転科、留学、再入学及び専攻の変更

(入学資格等)

- 第20条 修士課程、前期課程、生命機能研究科の博士課程又は法科大学院の課程に入学す ることのできる者は、次のとおりとする。
 - (1) 大学又は専門職大学を卒業した者
 - (2) 学校教育法第 104 条第 7 項の規定により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
 - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することによ り当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
 - (5) 我が国において、外国の大学(専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。) の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるも のに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育 施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (6) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当 該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ず るものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が3年以 上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が 国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度 において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修 了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者

- (7) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる研究科において、当該研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (10) 大学又は専門職大学に3年以上在学した者であって、当該研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められたもの(当該単位の修得の状況及び法科大学院が当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有するかどうかを判定するために実施する試験の結果に基づき、これと同等以上の能力及び資質を有すると認められたものを含む。)
- (11) 外国において学校教育における 15 年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了した者又は我が国において外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 15 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、当該研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められたもの
- (12) 当該研究科において、個別の入学資格審査により、大学又は専門職大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの
- 第21条 修士課程、前期課程、生命機能研究科の博士課程又は法科大学院の課程の入学志願者は、入学願書に所定の書類を添えて提出しなければならない。
- 第22条 修士課程、前期課程又は生命機能研究科の博士課程の入学志願者に対しては、入 学者受入れの方針に基づき学力検査を行い、志望理由を記載した書類、成績証明書等を 総合して、総長は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。
 - 2 法科大学院の課程の入学志願者に対しては、高等司法研究科において定めるところにより入学者受入れの方針に基づき選考の上、総長は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。
- 第23条 後期課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。
 - (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
 - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位 又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度 において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課 程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
 - (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、 大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の 学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 当該研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳に達したもの
- 第24条 後期課程の入学志願者に対しては、本学大学院において修士の学位を取得した者 については、当該前期課程における学業成績及び修士論文等により、その他の志願者に ついては、各研究科において定めるところにより、入学者受入れの方針に基づきそれぞ れ選考の上、総長は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。
- 第24条の2 生命機能研究科の博士課程第3年次への入学志願者については、総長は、当該研究科において定めるところにより、教授会の議を経て、入学を許可することがある。
 - 2 前項の規定により入学した者にかかる修了要件等については、当該研究科において別に定める。
- 第25条 医学・歯学・薬学の博士課程に入学することのできる者は、次のとおりとする。
 - (1) 大学の医学を履修する課程、歯学を履修する課程、薬学を履修する課程のうち臨床 に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの又は獣医学を履修する課程(以 下「医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程」という)を卒業した者
 - (2) 外国において、学校教育における18年の課程を修了した者
 - (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者
 - (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 18年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
 - (5) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
 - (6) 文部科学大臣の指定した者
 - (7) 学校教育法第 102 条第 2 項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる研究科において、当該研究科における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
 - (8) 大学(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に4年以上在学した者であって、当該研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められたもの
 - (9) 外国において学校教育における 16 年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了した者又は我が国において外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程

- (医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を含むものに限る。)を修了したとされる ものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教 育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、当該研 究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められたもの
- (10) 当該研究科において、個別の入学資格審査により、大学の医学、歯学、薬学又は 獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、24歳 に達したもの
- 第26条 医学・歯学・薬学の博士課程の入学志願者に対しては、各研究科において定める ところにより選考の上、総長は、教授会の議を経て、入学を許可すべき者を決定する。
- 第27条 第21条の規定は、後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程及び生命機能研究科の博士課程第3年次の入学志願者に準用する。

(在学年限)

- 第28条 修士課程及び前期課程には4年、後期課程には5年、医学・歯学・薬学の博士課程及び法科大学院の課程には6年、生命機能研究科の博士課程には7年を超えて在学することはできない。ただし、後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程、生命機能研究科の博士課程及び法科大学院の課程に限り、特別の事情があるときは、研究科教授会の議を経て、在学の年限を延長することができる。
 - 2 学生が前項に規定する在学年限に達したときは、当該学生はその身分を失う。

(入学の時期等)

- **第29条** 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、研究科が特別の必要があり、かつ、 教育上支障がないと認めるときは、夏学期、秋学期及び冬学期の始めに入学させること ができる。
 - 2 入学の手続、許可及び許可の取り消し並びに退学及び転学については、本学学部学則 の規定を準用する。
 - 3 次の各号のいずれかに該当する者が、その者に係る納付すべき入学料を所定の期日までに納付しないときは、当該学生は、その身分を失う。
 - (1) 第38条第1項の規定により入学料の免除を願い出た者で、免除が不許可となったもの又は一部の免除が許可となったもの
 - (2) 第38条の2の規定による入学料の徴収猶予の可否を決定された者

(休学)

- 第30条 休学期間は、修士課程及び前期課程においては2年、後期課程及び法科大学院の課程においては3年、医学・歯学・薬学の博士課程においては4年、生命機能研究科の博士課程においては5年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、研究科教授会の議を経て、休学期間を延長することができる。
 - 2 前項のほか、休学については本学学部学則の規定を準用する。

(留学)

- **第31条** 外国の大学院に留学を志望する学生は、研究科長に願い出て、その許可を受けなければならない。
 - 2 前項により留学した期間は、第2条第2項、第3項、第5項及び第6項に規定する修 業年限に算入するものとする。

(転科等)

- 第32条 転科又は専攻の変更を志願するときは、志願先の研究科長は、選考の上教授会の 議を経て、転科又は専攻の変更を許可することがある。
 - 2 再入学を志願するとき並びに他の大学院及び国際連合大学から転学を志願するとき は、総長は、選考の上教授会の議を経て、再入学又は転学を許可することがある。
 - 3 前2項の場合において、既に修得した授業科目の単位及び在学期間の認定は、当該研 究科教授会の議を経て研究科長が行うものとする。

第5章 除籍、復籍及び懲戒

(除籍等)

第33条 除籍、復籍及び懲戒については、本学学部学則の規定を準用する。

第6章 検定料、入学料及び授業料

(検定料の納付)

- 第34条 入学を志願する者は、願書提出と同時に、検定料を納付しなければならない。ただし、本学大学院の修士課程、前期課程又は法科大学院の課程を修了し、引き続き後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程又は生命機能研究科の博士課程第3年次に入学を志願する者については、検定料を徴収しない。
 - 2 前項の規定は、金沢大学、浜松医科大学、千葉大学及び福井大学の大学院修士課程、前期課程又は法科大学院若しくは教職大学院の課程を修了し、引き続き大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科に入学を志願する者について準用する。

(入学料の納付)

- 第35条 入学に当たっては、所定の期日までに、入学料を納付しなければならない。ただし、本学大学院の修士課程、前期課程又は法科大学院の課程を修了し、引き続き後期課程、医学・歯学・薬学の博士課程又は生命機能研究科の博士課程第3年次に入学する者については、入学料を徴収しない。
 - 2 前項の規定は、金沢大学、浜松医科大学、千葉大学及び福井大学の大学院修士課程、前期課程又は法科大学院若しくは教職大学院の課程を修了し、引き続き大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科に入学する者について 準用する。

(授業料の納付)

- 第36条 大学院学生は、授業料を毎年前期(4月から9月まで)及び後期(10月から翌年3月まで)の2期に分けて、所定の期日までに、年額の2分の1ずつ納付しなければならない。
 - 2 授業料の納付及び月割分納等については、本学学部学則の規定を準用する。

(検定料、入学料及び授業料の額)

第37条 第34条の検定料、第35条の入学料及び第36条の授業料の額は、大阪大学学生納付金規程(以下「納付金規程」という。)の定めるところによる。

(検定料の免除)

第37条の2 検定料の免除については、本学学部学則の規定を準用する。

(入学料の免除等)

- 第38条 本学大学院に入学する者(科目等履修生、聴講生又は研究生として入学する者を除く。以下この項において同じ。)であって、経済的理由によって入学料の納付が困難であると認められるもの及びこれに該当しない者であっても、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるものには、別に定めるところにより、入学料の全部又は一部を免除することができる。
 - (1) 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者(以下この 号において「学資負担者」という。)が死亡した場合、又は入学する者若しくは学資負 担者が風水害等の災害を受けた場合
 - (2) 前号に準ずる場合であって、総長が相当と認める事由がある場合
 - 2 第 29 条第 3 項の規定により学生の身分を失った場合は、当該学生に係る入学料の全部又は一部を免除することができる。
- 第38条の2 前条に規定するもののほか、入学料の免除及び徴収猶予については、本学学 部学則の規定を準用する。

(授業料の免除等)

第39条 授業料の免除及び徴収猶予については、本学学部学則の規定を準用する。

(納付済の検定料、入学料及び授業料)

- 第39条の2 納付済の検定料、入学料及び授業料は返付しない。
 - 2 第 22 条第 2 項に規定する法科大学院の課程の入学志願者に対する選考において、出願書類等による選抜(以下「第 1 段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第 2 段階目の選抜」という。)を行う場合は、前項の規定にかかわらず、第 1 段階目の選抜に合格しなかった者に対し、当該者の申出により、前項の検定料のうち、納付金規程第 2 条第 5 項において定める第 2 段階目の選抜に係る検定料相当額を返付する。
 - 3 第 36 条第 2 項の規定により、学部学則第 46 条第 2 項の規定を準用して前期分の授業 料納付の際、後期分授業料を併せて納付した者が、前期末までに休学又は退学した場合 は、納付した者の申出により後期分授業料相当額を返付する。

第7章 収容定員

(収容定員)

第40条 本学大学院の収容定員は、別表のとおりとする。

第 8 章 特別研究学生、特別聴講学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び外国人留学生 (特別研究学生等)

- 第41条 本学大学院に特別研究学生、特別聴講学生、科目等履修生、聴講生、研究生及び 外国人留学生の制度を置く。
 - 2 他の大学院、外国の大学院又は国際連合大学の教育課程に在学する学生で、本学大学院又は本学の研究所(各附置研究所、各学内共同教育研究施設、各全国共同利用施設、免疫学フロンティア研究センター、量子情報・量子生命研究センター、ヒューマン・メタバース疾患研究拠点及び感染症総合教育研究拠点をいう。)において研究指導を受けようとするものがあるときは、研究科長又は研究所の長は、これを特別研究学生として

入学を許可することができる。

- 3 特別研究学生の授業料及びその納付については、本学学部学則の研究生に関する規定 を準用する。ただし、特別研究学生が国立大学の大学院の学生であるとき又は本学と相 互に授業料の不徴収を定めた大学間特別研究学生交流協定(部局間交流協定を含む。) に基づき研究指導を受ける公立若しくは私立の大学の大学院の学生であるときは、授業 料を徴収しない。
- 4 特別研究学生に係る検定料及び入学料は徴収しない。
- 5 特別研究学生の除籍については、本学学部学則の研究生に関する規定を準用する。
- 6 特別聴講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生については、本学学部学則の特別聴 講学生、科目等履修生、聴講生及び研究生に関する規定を準用する。
- 7 外国人で、留学のため本学に大学院学生、特別研究学生、特別聴講学生、科目等履修 生、聴講生又は研究生として入学する者を外国人留学生という。
- 8 第3項本文、第6項及び第7項の規定にかかわらず、国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日文部大臣裁定)に基づき入学する者及び本学と外国の大学等との間において相互に検定料、入学料及び授業料の不徴収を定めた大学間交流協定(部局間交流協定を含む。)に基づき入学する者については、検定料、入学料及び授業料を徴収しない。

第9章 特別の課程

(履修証明プログラム)

- 第41条の2 本学に、本学の学生以外の者を対象とした学校教育法第105条に規定する特別の課程として、大学院科目等履修生高度プログラムその他の履修証明プログラムを編成することができる。
 - 2 前項に定めるもののほか、大学院科目等履修生高度プログラムその他の履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第10章 学年、学期及び休業日

(学年等)

第42条 学年、学期及び休業日については、本学学部学則の規定を準用する。

第 11 章 教員組織

(教員組織)

- 第43条 本学大学院を担当する教員は、本学の教授、准教授、講師及び助教とする。
 - 2 大阪大学・金沢大学・浜松医科大学・千葉大学・福井大学連合小児発達学研究科の教育研究は、本学、金沢大学、浜松医科大学、千葉大学及び福井大学の協力により実施する。

第 12 章 研究科委員会等

(研究科委員会等)

第44条 研究科教授会の審議事項のうち、特定の事項について審議を行うため、当該研究 科に研究科委員会等を置くことができる。 2 研究科委員会等の組織は、当該研究科の定めるところによる。

第13章 国際連携専攻に関する特例

(国際連携専攻の設置)

第45条 研究科(高等司法研究科を除く。以下同じ。)は、教育上の目的を達成するために 必要があると認める場合には、外国の大学院(国際連合大学を含む。以下同じ。)と連携 して教育研究を実施するための専攻(以下「国際連携専攻」という。)を設けることがで きる。

(国際連携教育課程の編成)

第46条 国際連携専攻を設ける研究科は、第5条の3及び第5条の4第1項の規定にかかわらず、国際連携専攻において連携して教育研究を実施する一以上の外国の大学院(以下「連携外国大学院」という。)が開設する授業科目を当該研究科の教育課程の一部とみなして、当該連携外国大学院と連携した教育課程(以下「国際連携教育課程」という。)を編成するものとする。

(共同開設科目)

- 第47条 国際連携専攻を設ける研究科は、第5条の3及び第5条の4第1項の規定にかかわらず、連携外国大学院と共同して授業科目を開設することができる。
 - 2 国際連携専攻を設ける研究科が前項の授業科目(以下この項において「共同開設科目」という。)を開設した場合、当該国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、7単位を超えない範囲で、当該研究科又は連携外国大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、当該研究科及び連携外国大学院において修得した単位数が、第49条第1項及び第2項の規定により当該研究科及びそれぞれの連携外国大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を当該研究科及び連携外国大学院において修得した単位とすることはできない。

(国際連携教育課程に係る単位の認定等)

- 第48条 国際連携専攻を設ける研究科は、学生が連携外国大学院において履修した国際連携教育課程に係る授業科目について修得した単位を、当該国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得したものとみなすものとする。
 - 2 国際連携専攻を設ける研究科は、学生が連携外国大学院において受けた国際連携教育 課程に係る研究指導を、当該国際連携教育課程に係るものとみなすものとする。

(国際連携専攻に係る修了要件)

- 第49条 国際連携専攻の修士課程又は前期課程の修了の要件は第15条第1項に、同専攻の 医学・歯学・薬学の博士課程を除く博士課程の修了の要件は同条第4項及び第5項に、同 専攻の医学・歯学・薬学の博士課程の修了の要件は同条第6項に、それぞれ定めるものの ほか、国際連携専攻を設ける研究科及びそれぞれの連携外国大学院において当該国際連 携教育課程に係る授業科目の履修により10単位以上を修得することとする。
 - 2 前項により国際連携専攻を設ける研究科及びそれぞれの連携外国大学院において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第8条若しくは第8条の2又は第48条第1項の規定により充当することができ、又は修得したものとして認定することができ、若しくは修得したものとしてみなすものとする単位を含まないも

のとする。ただし、第8条の2の規定により修得したものとして認定することができる 単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる 場合は、この限りでない。

(国際連携専攻学生の授業料等)

第50条 国際連携専攻の学生のうち、連携外国大学院を主として入学する学生の本学における検定料、入学料及び授業料については、第34条第1項本文、第35条第1項本文及び第36条第1項の規定にかかわらず、その全額を徴収しない。

(その他)

- **第51条** 本学則に定めるもののほか、国際連携専攻に係る次の各号に掲げる事項については、あらかじめ当該専攻を設ける研究科と連携外国大学院との協議により、別に定める。
 - (1) 教育課程の編成に関する事項
 - (2) 教育組織の編成に関する事項
 - (3) 入学者の選抜及び学位の授与に関する事項
 - (4) 学生の在籍の管理及び安全に関する事項
 - (5) 学生の奨学及び厚生補導に関する事項
 - (6) 教育研究活動等の状況の評価に関する事項
 - (7) その他国際連携専攻に関する事項

附 則

1 この学則は、昭和 50 年 4 月 16 日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。 (略)

附 則(抄)

1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。

(略)

別表

大学院収容定員表

		修士課程、	博士課程	博士課程	の後期課	
		の前期課	程又は法	程、医学・		
		科大学院の	の課程	学の博士	压索	
研究科名	専攻名			生命機能	研究科の	収容
				博士課程	定員	
		1年当	収容	1 /F W	収容	
			定員	1年当	定員	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4. 全张处理范 和				55	275	275
生命機能研究科	計			55	275	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

3. 大阪大学大学院生命機能研究科規程

(趣旨及び目的)

- **第1条** この規程は、大阪大学大学院学則(以下「学則」という。)に基づき、大阪大学大学院生命機能研究科(以下「本研究科」という。)における必要な事項について定めるものとする。
 - 2 本研究科は、生命の多様な機能や原理の探究を通じて社会に貢献することを使命とし、 医学、工学及び理学の融合的な考え方並びに高度な研究能力を有する将来の科学界・産 業界を担う国際性豊かな人材を養成することを目的とする。

(課程及び専攻)

- 第2条 本研究科の課程は、5年一貫の博士課程とする。
 - 2 本研究科に、生命機能専攻を置く。
 - 3 生命機能専攻に、卓越大学院プログラム「生命医科学の社会実装プログラム」(以下「生命医科学の社会実装プログラム」という。)を設ける。

(入学)

- **第3条** 本研究科に入学を志願する者については、本研究科教授会(以下「教授会」という。)の議を経て、研究科長が選考する。
- 第3条の2 学則第23条各号のいずれかに該当する者で、第3年次に入学を志願する者 については、教授会の議を経て、研究科長が選考する。
 - 2 前項の規定による選考を経て入学する者(以下「3年次編入学生」という。)の修業年限は、3年とする。
 - 3 3年次編入学生の在学年限は、5年とする。
 - 4 3年次編入学生の休学期間は、3年を超えることができない。
 - 5 3 年次編入学生の履修すべき授業科目、修得すべき単位数及び履修方法については、 教授会の議を経て別に定める。

(教育方法等)

- 第4条 本研究科の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。
 - 2 授業科目及びその単位数は、別表1のとおりとする。
 - 3 前項に規定する授業科目の単位の計算は、次のとおりとする。
 - (1) 講義は、15時間をもって1単位とする。
 - (2) 演習、実験及び実習は、30時間から45時間までの範囲で定める時間をもって1単位とする。

(指導教員及び副指導教員)

- 第5条 学生には、指導教員及び副指導教員を定める。
 - 2 指導教員及び副指導教員は、教授とする。ただし、研究科長が必要と認めるときは、 教授会の議を経て、准教授をもって代えることができる。

(履修方法)

- 第6条 学生は、指導教員の指示に従い、別表1の授業科目の中から同表に定める履修方法により40単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければならない。
 - 2 生命医科学の社会実装プログラムを履修する学生は、前項に規定する単位数のうち、 別に定める履修方法により、別表 2 に定める授業科目から 20 単位以上を修得しなけれ

ばならない。

- 3 学生は、第1項に規定する授業科目のほか、次の授業科目を履修することができる。
- (1) 大学院横断教育科目
- (2) 国際交流科目
- (3) 大阪大学博士課程教育リーディングプログラム「生体統御ネットワーク医学教育プログラム」規程又は大阪大学博士課程教育リーディングプログラム「ヒューマンウェアイノベーション博士課程プログラム」規程に定めるリーディングプログラム科目
- 4 研究科長が教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生に他の研究科の授業 科目又は学部の授業科目を履修させることができる。
- 5 前2項の規定により履修した授業科目について修得した単位は、第1項に規定する単位に充当することができる。ただし、国際交流科目については、本研究科が認めた授業 科目に限る。

(他の大学院又は外国の大学院における授業科目の履修等)

- 第7条 研究科長が教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生に他の大学院又は外国の大学院の授業科目を履修させ、10単位を超えない範囲で、前条第1項に規定する単位に充当することができる。
 - 2 研究科長が教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、他の大学院等又は外国の 大学院等とあらかじめ協議の上、学生に当該大学院等において必要な研究指導を受けさ せることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第8条 研究科長が教育上有益と認めるときは、教授会の議を経て、学生が本研究科入学前に大学院において修得した授業科目の単位(大学院設置基準(昭和 49 年文部省令第 28 号)第 15 条において準用する大学設置基準(昭和 38 年文部省令 28 号)第 31 条第 1 項に規定する科目等履修生として修得した単位を含む。)を、前条第 1 項の規定により修得した単位とは別に、10 単位を超えない範囲で、第 6 条第 1 項に規定する単位に充当することができる。

(長期にわたる課程の履修)

- 第8条の2 研究科長は、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。
 - 2 前項の規定により計画的な履修を許可された学生に関し必要な事項は、別に定める。

(履修授業科目の登録)

第9条 学生は、指導教員の指示を受けて、履修する授業科目を指定する期日までに登録 しなければならない。

(履修授業科目の試験)

- 第10条 履修授業科目の試験は、各授業科目担当教員により、筆記試験若しくは口頭試問 又は研究報告によって行うものとする。
 - 2 前項に規定する試験は、学期末又は学年末に行う。ただし、各授業科目担当教員が必要と認めたときは、臨時に行うことがある。

(単位の授与)

第11条 前条に規定する試験に合格した授業科目については、所定の単位を与える。

(中間考査)

- 第12条 学生は、博士課程修了要件の一つとして、2年次に中間考査を受けるものとする。
 - 2 中間考査は、第6条第1項に定められた履修方法により、2年次終了時までに履修すべき30単位以上を修得する者について行う。
 - 3 中間考査に合格した者は、3年次に進級することができる。
 - 4 中間考査を受検しなかった者及び不合格となった者は、3年次に進級することができない。
 - 5 前各項のほか、中間考査に関して必要な事項は、教授会の議を経て別に定める。

(進級)

- 第12条の2 生命医科学の社会実装プログラムを履修する学生は、3年次終了時に進級審査を受けるものとし、同審査に合格した者は、同プログラムの4年次に進級することができる
 - 2 前項の進級審査の方法等に関し必要な事項は、別に定める。

(修士の学位授与)

第13条 第12条に規定する中間考査に合格した者は、学則第16条第3項の規定により修士 の学位を授与する場合の修士課程の修了に相当する要件を満たしたものとして、研究科 長が、教授会の議を経て認定する。

(博士論文の提出)

第14条 学生は、指導教員の承認を得て、指定する期日までに博士論文を提出しなければならない。

(博士論文の審査及び最終試験)

- **第15条** 博士論文の審査及び最終試験は、教授会において委嘱する3名以上の教授をもって構成する審査委員会が行う。
 - 2 最終試験は、第6条第1項に規定する単位を修得し、必要な研究指導を受け、かつ、 博士論文を提出した者について行う。
 - 3 最終試験は、審査した博士論文及びこれに関連ある授業科目について筆記試験又は口頭試問により行う。
 - 4 博士論文及び最終試験の合否は、審査委員会の報告を受け、教授会が審議し、議決する。

(特別研究学生)

- **第16条** 他の大学院に在学する学生で、本研究科において研究指導を受けようとする者があるときは、研究科長は、当該大学院との協議に基づき、特別研究学生として入学を許可することがある。
 - 2 特別研究学生の在学期間は、1年を超えることができない。ただし、研究科長が必要 があると認めるときは、願い出により期間を延長することができる。

(特別聴講学生)

- 第17条 他の大学院に在学する学生で、本研究科において授業科目を履修しようとする者があるときは、研究科長は、当該大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。
 - 2 特別聴講学生の在学期間は、履修する授業科目所定の授業期間とする。
 - 3 特別聴講学生の履修授業科目の試験及び単位認定については、第 10 条及び第 11 条の 規定を準用する。

(科目等履修生)

- **第18条** 本研究科の授業科目中1又は複数の科目を選んで履修しようとする者があるときは、研究科長は、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。
 - 2 科目等履修生の在学期間は、履修する授業科目所定の授業期間とする。ただし、教授 会の議を経て、研究科長が必要と認めたときは、在学期間の延長を許可することがある。
 - 3 科目等履修生の履修授業科目の試験及び単位認定については、第 10 条及び第 11 条の 規定を準用し、試験に合格した者には、単位修得証明書を交付する。
 - 4 科目等履修生の入学資格は、次のとおりとする。
 - (1) 大学又は専門職大学を卒業した者
 - (2) 研究科長が、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(研究生)

- **第19条** 本研究科において特定事項について攻究しようとする者があるときは、研究科長は、教授会の議を経て選考の上、研究生として入学を許可することがある。
 - 2 研究生の入学資格は、次のとおりとする。
 - (1) 大学又は専門職大学を卒業した者
 - (2) 研究科長が、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者
 - 3 研究生の入学時期は、学年の始めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限 りでない。
 - 4 研究生には、指導教員を定める。
 - 5 研究生の在学期間は、1年以内とする。ただし、教授会の議を経て、研究科長が必要 と認めたときは、在学期間の延長を許可することがある。
 - 6 研究生が退学しようとするときは、指導教員を経て、研究科長に願い出なければならない。

(科目等履修生及び研究生の除籍)

第20条 科目等履修生又は研究生として不適当と認められる者については、研究科長は、 教授会の議を経て、除籍することができる。

(規程外事項の処理)

第21条 この規程に定めるもののほか、本研究科に関する必要な事項は、研究科長が、教授会の議を経て別に定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

(略)

附則

- 1 この改正は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和 4 年 3 月 31 日現在在学中の者(以下「在学者」という。)及び令和 4 年 4 月 1 日以後において在学者の属する年次に編入学、再入学又は転科する者については、改正 後の第 6 条第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 前項の場合における改正前の第6条第3項第2号の適用については、同号中「グローバルイニシアティブ科目」とあるのは「グローバルイニシアティブ科目又は国際交流科目」と読み替えるものとする。

別表 1 生命機能専攻

				単 位		配当	
区	分	授 業 科 目	講義	演習	実 験		備 考
			神 我	供 百	実 習	年 次	
А	基	基礎物理学 I	2			1	
群	礎	基礎数学 I	2			1	
	科目	蛋白質構造化学	1			1	
		基礎物理学実習			1	1	
		コンピューター科学演習		1		1	
		ナノ生体科学概論 I	0. 5			1	
		ナノ生体科学概論Ⅱ	0. 5			1	
		ナノ生体科学概論Ⅲ	0. 5			1	
		細胞ネットワーク概論 I	0. 5			1	
		細胞ネットワーク概論Ⅱ	0. 5			1	
		細胞ネットワーク概論Ⅲ	0. 5			1	
		細胞ネットワーク概論IV	0. 5			1	
		細胞ネットワーク概論V	0.5			1	
		細胞ネットワーク概論VI	0. 5			1	
		時空生物学概論 I	0.5			1	
		時空生物学概論Ⅱ	0. 5			1	
		時空生物学概論Ⅲ	0. 5			1	
		時空生物学概論IV	0. 5			1	
		時空生物学概論V	0. 5			1	
		個体機能学概論 I	0.5			1	
		個体機能学概論Ⅱ	0. 5			1	
		個体機能学概論Ⅲ	0. 5			1	
		個体機能学概論IV	0. 5			1	
		脳神経工学概論 I	0.5			1	
		脳神経工学概論Ⅱ	0.5			1	
		脳神経工学概論Ⅲ	0.5			1	
		脳神経工学概論IV	0.5			1	
		生体ダイナミクス概論 I	0.5			1	
		生体ダイナミクス概論Ⅱ	0.5			1	
		生体ダイナミクス概論Ⅲ	0.5			1	
		理工医学概論I	0.5			1	
		理工医学概論Ⅱ	0.5			1	
		理工医学概論Ⅲ	0.5			1	
		理工医学概論IV	0.5			1	

						 単 位			
区	分	授	業	科			実験	配当	備考
					講義	演習	実 習	年 次	
D	#	ナノ生体科	学IA		4			1	
B 群	専門	ナノ生体科	学 I B		4			1	
	科 目	ナノ生体科	·学IC		4			1	
		ナノ生体科	学ID		4			1	
		ナノ生体科	·学ⅡA		4			2	
		ナノ生体科	·学Ⅱ B		4			2	
		ナノ生体科	·学Ⅱ C		4			2	
		ナノ生体科	·学Ⅱ D		4			2	
		細胞ネット	ワークI	A	4			1	
		細胞ネット	ワーク I	В	4			1	
		細胞ネット	ワーク I	С	4			1	
		細胞ネット	ワークI	D	4			1	
		細胞ネット	ワーク I	Е	4			1	
		細胞ネット	ワーク I	F	4			1	
		細胞ネット	ワークⅡ.	A	4			2	
		細胞ネット	ワーク I	В	4			2	
		細胞ネット	ワーク Ⅱ	С	4			2	
		細胞ネット	ワーク Ⅱ	D	4			2	
		細胞ネット	ワーク Ⅱ	Е	4			2	
		細胞ネット	ワーク Ⅱ	F	4			2	
		時空生物学			4			1	
		時空生物学			4			1	
		時空生物学			4			1	
		時空生物学			4			1	
		時空生物学			4			1	
		時空生物学			4			2	
		時空生物学			4			2	
		時空生物学			4			2	
		時空生物学			4			2	
		時空生物学			4			2	
		個体機能学			4			1	
		個体機能学			4			1	
		個体機能学			4			1	
		個体機能学			4			1	
		個体機能学			4			2	
		個体機能学			4			2	
		個体機能学			4			2	
		個体機能学			4			2	
		脳神経工学			4			1	
		脳神経工学	: I B		4			1	

				 単 位		#1 \V	
区	分	授業科目			実 験	配当	備考
			講義	演習	実 習	年 次	
В	専	脳神経工学 I C	4			1	
群	門	脳神経工学 I D	4			1	
	科目	脳神経工学IE	4			1	
		脳神経工学IF	4			1	
		脳神経工学Ⅱ A	4			2	
		脳神経工学ⅡB	4			2	
		脳神経工学Ⅱ C	4			2	
		脳神経工学ⅡD	4			2	
		脳神経工学ⅡE	4			2	
		脳神経工学ⅡF	4			2	
		生体ダイナミクスIA	4			1	
		生体ダイナミクス I B 生体ダイナミクス I C	4			1	
		生体ダイナミクスID 生体ダイナミクスID	4			1 2	
		生体ダイナミクス II A	4			2	
		生体ダイナミクス II B	4			2	
		生体ダイナミクス II C	4			2	
		生体ダイナミクス II D	4			2	
		理工医学IA	4			1	
		理工医学 I B	4			1	
		理工医学IC	4			1	
		理工医学 I D	4			1	
		理工医学 I E	4			1	
		理工医学IF	4			1	
		理工医学 I G	4			1	
		理工医学 I H	4			1	
		理工医学IS	4			1	
		理工医学Ⅱ A	4			2	
		理工医学Ⅱ B	4			2	
		理工医学Ⅱ℃	4			2	
		理工医学ⅡD	4			2	
		理工医学ⅡΕ	4			2	
		理工医学ⅡF	4			2	
		理工医学ⅡS 生命機能学Ⅰ	4	1		2	
		生命機能学IⅡ 生命機能学IⅡ		1 1		1 2	
		1	1	1		1. 2	
		特別集中講義Ⅱ	1			1. 2	
		特別集中講義Ⅲ	1			1. 2	
		特別集中講義IV	1			1. 2	
		特別集中講義V	1			1. 2	
		特別集中講義VI	1			1. 2	
		特別集中講義VII	1			1. 2	
		特別集中講義Ⅷ	1			1.2	

						単 位			#7 \V		
区	分	授	業	科	目	# ¥	৵⇔ বঘ	実 験	配当	備	考
						講義	演習	実 習	年 次		
С	研	ナノ生体科	学セミナ	- I A			7		1		
群	究 科	ナノ生体科					7		1		
	目	ナノ生体科	•				7		1		
		ナノ生体科	•				7		1		
		ナノ生体科					7		2		
		ナノ生体科					7		2		
		ナノ生体科					7		2		
		ナノ生体科					7 7		2		
		細胞ネット 細胞ネット					7		1 1		
		細胞ネット					7		1		
		細胞ネット					7		1		
		細胞ネット					7		1		
		細胞ネット					7		1		
		細胞ネット					7		2		
		細胞ネット	ワークセ	ミナーⅡ B	}		7		2		
		細胞ネット	ワークセ	ミナーII C	<u>}</u>		7		2		
		細胞ネット	ワークセ	ミナーIID)		7		2		
		細胞ネット	ワークセ	ミナーⅡ E	;		7		2		
		細胞ネット	ワークセ	ミナーⅡ F			7		2		
		時空生物学	セミナー	IΑ			7		1		
		時空生物学	セミナー	IΒ			7		1		
		時空生物学					7		1		
		時空生物学					7		1		
		時空生物学					7		1		
		時空生物学					7		2		
		時空生物学					7		2		
		時空生物学					7		2		
		時空生物学 時空生物学					7 7		2 2		
		個体機能学					7		1		
		個体機能学					7		1		
		個体機能学					7		1		
		個体機能学					7		1		
		個体機能学	セミナー	ΠА			7		2		
		個体機能学	セミナー	IIВ			7		2		
		個体機能学	セミナー	ПС			7		2		
		個体機能学	セミナー	II D			7		2		
		脳神経工学	セミナー	IΑ			7		1		
		脳神経工学	セミナー	ΙВ			7		1		
		脳神経工学	セミナー	I C			7		1		
		脳神経工学	セミナー	I D			7		1		
		脳神経工学					7		1		
		脳神経工学	セミナー	ΙF			7		1		

]	単位		配 当		
区	分	授	業	科	目	講	義	演習	実 験	年次	備	考
	ı					ntt -	rx.		実 習	平		
С	研	脳神経工学1	セミナー	II A				7		2		
群	究 科	脳神経工学1	ヒミナー	IIВ				7		2		
	目	脳神経工学1	ヒミナー	ΙС				7		2		
		脳神経工学も	セミナー	II D				7		2		
		脳神経工学も	セミナー	IΙΕ				7		2		
		脳神経工学1	セミナー	ΙF				7		2		
		生体ダイナ	ミクスセ	ミナー I A				7		1		
		生体ダイナ	ミクスセ	ミナー I E	}			7		1		
		生体ダイナ	ミクスセ	ミナーIC)			7		1		
		生体ダイナミ	ミクスセ	ミナーID)			7		1		
		生体ダイナ	ミクスセ	ミナーⅡ A				7		2		
		生体ダイナ	ミクスセ	ミナーⅡ B	}			7		2		
		生体ダイナミ	ミクスセ	ミナーⅡ C				7		2		
		生体ダイナ	ミクスセ	ミナーⅡ口)			7		2		
		理工医学セミ	ミナーI	A				7		1		
		理工医学セミ	ミナーI	В				7		1		
		理工医学セ	ミナーI	С				7		1		
		理工医学セミ	ミナーI	D				7		1		
		理工医学セミ	ミナーI	E				7		1		
		理工医学セ	ミナーI	F				7		1		
		理工医学セ	ミナーI	G				7		1		
		理工医学セ	ミナーI	Н				7		1		
		理工医学セミ	ミナーI	S				7		1		
		理工医学セミ	ミナーⅡ	A				7		2		
		理工医学セミ	ミナーⅡ	В				7		2		
		理工医学セミ	ミナーⅡ	С				7		2		
		理工医学セミ	ミナーⅡ	D				7		2		
		理工医学セミ	ミナーⅡ	Е				7		2		
		理工医学セミ	ミナーⅡ	F				7		2		
		理工医学セ	ミナーⅡ	S				7		2		

		I				単位			-		
区	分	授	業	科	Ħ		<u>.</u> T	+ 1 <u>1</u>		配当	備 考
	Ħ	1文	未	17		講義	THE SHAPE	演 習	実験	年 次	加 石
		プロンショク	TH VE T						実 習	2 - 5	
D	プ	プロジェク							2	$3 \sim 5$	
群	ロジ	プロジェク							2	$3 \sim 5$	
	工力	プロジェク							2	$3 \sim 5$	
	クト	プロジェク							2	$3 \sim 5$	
	研究	プロジェク							2	$3 \sim 5$	
	76	プロジェク							2	$3 \sim 5$	
		プロジェク							2	$3 \sim 5$	
		プロジェク							2	$3 \sim 5$	
		プロジェク							2	$3 \sim 5$	
		プロジェク							2	$3 \sim 5$	
		プロジェク							2	$3 \sim 5$	
		プロジェク							2	$3 \sim 5$	
		プロジェク							2	$3 \sim 5$	
		プロジェク							2	$3 \sim 5$	
		プロジェク							2	$3 \sim 5$	
		プロジェク							2	$3 \sim 5$	
		プロジェク							2	$3 \sim 5$	
		プロジェク							2	$3 \sim 5$	
		プロジェク							2	$3 \sim 5$	
		プロジェク							2	$3 \sim 5$	
		プロジェク							2	$3 \sim 5$	
		プロジェク							2	$3 \sim 5$	
		プロジェク							2	$3 \sim 5$	
		プロジェク							2	$3 \sim 5$	
		プロジェク							2	$3 \sim 5$	
		プロジェク							2	$3 \sim 5$	
		プロジェク							2	$3 \sim 5$	
		プロジェク							2	$3 \sim 5$	
		プロジェク							2	$3 \sim 5$	
		プロジェク							2	$3 \sim 5$	
		プロジェク							2	$3 \sim 5$	
		プロジェク							2	$3 \sim 5$	
		プロジェク		ΧШ					2	$3 \sim 5$	
		プロジェク	ト研究S						2	$3 \sim 5$	

				 単 位	<u>. </u>		
区	分	授業科目			実 験	配当	備考
			講義	演習	実 習	年 次	
E	研	ナノ生体科学特別セミナーA		8		$3\sim5$	
E 群	究	ナノ生体科学特別セミナーB		8		$3\sim5$	
	科目	ナノ生体科学特別セミナーC		8		$3\sim5$	
		ナノ生体科学特別セミナーD		8		$3\sim5$	
		細胞ネットワーク特別セミナーA		8		$3\sim5$	
		細胞ネットワーク特別セミナーB		8		$3\sim5$	
		細胞ネットワーク特別セミナーC		8		$3\sim5$	
		細胞ネットワーク特別セミナーD		8		$3\sim5$	
		細胞ネットワーク特別セミナーE		8		$3\sim5$	
		細胞ネットワーク特別セミナーF		8		$3\sim5$	
		時空生物学特別セミナーA		8		$3\sim5$	
		時空生物学特別セミナーB		8		$3\sim5$	
		時空生物学特別セミナーC		8		$3\sim5$	
		時空生物学特別セミナーD		8		$3\sim5$	
		時空生物学特別セミナーE		8		$3\sim5$	
		個体機能学特別セミナーA		8		$3 \sim 5$	
		個体機能学特別セミナーB		8		$3 \sim 5$	
		個体機能学特別セミナーC		8		$3 \sim 5$	
		個体機能学特別セミナーD		8		$3 \sim 5$	
		脳神経工学特別セミナーA		8		$3 \sim 5$	
		脳神経工学特別セミナーB		8		$3\sim5$	
		脳神経工学特別セミナーC		8		$3\sim5$	
		脳神経工学特別セミナーD		8		$3 \sim 5$	
		脳神経工学特別セミナーE		8		$3 \sim 5$	
		脳神経工学特別セミナーF		8		$3 \sim 5$	
		生体ダイナミクス特別セミナーA		8		$3 \sim 5$	
		生体ダイナミクス特別セミナーB		8		$3 \sim 5$	
		生体ダイナミクス特別セミナーC		8		$3 \sim 5$	
		生体ダイナミクス特別セミナーD		8		$3 \sim 5$	
		理工医学特別セミナーA		8		$3 \sim 5$	
		理工医学特別セミナーB		8		$3 \sim 5$	
		理工医学特別セミナーC		8		$3 \sim 5$	
		理工医学特別セミナーD		8		$3 \sim 5$	
		理工医学特別セミナーE		8		$3 \sim 5$	
		理工医学特別セミナーF		8		$3 \sim 5$	
		理工医学特別セミナーS		8		$3\sim5$	

(履修方法)

次に示すとおり授業科目を履修し、計40単位以上修得しなければならない。

1. A群の基礎科目のうち、高度教養教育科目として指定する科目の中から2科目(又は1科目)1単位以上 及び高度国際性涵養教育科目として指定する科目の中から2科目(又は1科目)1単位以上を含めて、2単位以上を修得すること。

なお、高度教養教育科目及び高度国際性涵養教育科目として指定する科目は、別に定める。

- 2. 第6条第3項に定められた科目を修得した場合は、高度教養教育科目又は高度国際性涵養教育科目の単位として含めることができる。
- 3. B群の専門科目から12単位以上修得すること。
- 4. A群の基礎科目及びB群の専門科目を合わせて16単位以上修得すること。
- 5. C群の研究科目から14単位以上修得すること。
- 6. D群のプロジェクト研究から2単位以上修得すること。
- 7. E群の研究科目から8単位以上修得すること。

別表2

生命医科学の社会実装プログラム

				単 位		配当	
区	分	授 業 科 目	講義	演習	実験実習	年次	備 考
		医歯薬学の入門 1 (医学)	2				
生命	選 択	医歯薬学の入門 1 (保健学)	2				
医	必	医歯薬学の入門 1 (歯学)	2				
科学	修 科	医歯薬学の入門1 (生命機能学)	2			1	
\mathcal{O}	目	医歯薬学の入門 2 (医学)	2			1	
社会		医歯薬学の入門 2 (保健学)	2				
会実装		医歯薬学の入門 2 (歯学)	2				
援プ		医歯薬学の入門 2 (生命機能学)	2				
ログ		研究コミュニケーション力涵養 1		2		2	
クラ	必修	研究コミュニケーション力涵養 2		2		۷	
ム 科	科	異分野領域実習1			2	3	
目	目	異分野領域実習 2			2	3	
		市場調査演習		2			
		知財戦略演習		2		4, 5	
		規制科学演習		2		4, 0	
		社会実装実践訓練			2		

(履修方法)

必修科目16単位、選択必修科目4単位以上を修得しなければならない。

ただし、「医歯薬学の入門 1 (医学)」、「医歯薬学の入門 1 (保健学)」、「医歯薬学の入門 1 (歯学)」、及び「医歯薬学の入門 1 (生命機能学)」から 1 科目 2 単位、「医歯薬学の入門 2 (医学)」、「医歯薬学の入門 2 (保健学)」、「医歯薬学の入門 2 (歯学)」、及び「医歯薬学の入門 2 (生命機能学)」から 1 科目 2 単位を修得すること。

4. 大阪大学学位規程

(総則)

- **第1条** 大阪大学(以下「本学」という。)において授与する学位は、学士、修士、博士及び法務博士とする。
 - 2 本学において授与する修士、博士及び法務博士の学位については、大阪大学大学院学則(以下「学則」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。
 - 3 学士の学位については、大阪大学学部学則の定めるところによる。

(学位に付記する専攻分野等の名称)

第2条 本学において授与する修士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。

文学

人間科学

法学

経済学

応用経済学

経営学

理学

医科学

公衆衛生学

保健学

看護学

薬科学

工学

言語文化学

日本語・日本文化

国際公共政策

情報科学

生命機能学

小児発達学

2 本学において授与する博士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。 文学

人間科学

法学

経済学

応用経済学

経営学

理学

医学

保健学

看護学

歯学

薬科学

薬学

工学

言語文化学

日本語・日本文化

国際公共政策

情報科学

生命機能学

小児発達学

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、専攻分野が学際領域等に係るもので、当該研究科教授会 の議を経て総長が適当と認めたときは、学術と付記することができる。
- 4 本学において授与する法務博士の学位には、専門職と付記するものとする。

(学位の授与要件)

- **第3条** 学位は、学則の定めるところにより、所定の課程を修了した者に授与する。
 - 2 前項に定めるもののほか、修士の学位は、学則の定めるところにより、生命機能研究 科の博士課程において、修士課程の修了に相当する要件を満たした者にも授与すること ができる。
 - 3 第1項に定めるもののほか、博士の学位は、博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認(以下「学力の確認」という。)した者にも授与することができる。

(課程を経る者の論文の提出)

- 第4条 本学大学院の課程(法科大学院の課程を除く。)を経る者(前条第2項に規定する者を含む。以下同じ。)の学位論文は、学則の定めるところにより、当該研究科長に提出するものとする。
 - 2 前項の場合において、博士論文にあっては、論文目録、論文内容の要旨及び履歴書を 添付しなければならない。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

- 第5条 第3条第3項の規定により、博士の学位の授与を受けようとする者は、学位申請書に博士論文、論文目録、論文内容の要旨、履歴書を添え、学位に付記する専攻分野を指定して総長に提出するものとする。
 - 2 前項の申請は、別に定める論文審査手数料を納付後に行うものとし、申請期間は、当 該納付した日から4日以内とする。
 - 3 総長は、前項の納付を確認後、第1項の申請書類を受理したときは、専攻分野に応じて、当該研究科長に回付するものとする。

(論文)

- 第6条 審査を受けるため提出する学位論文(学則第15条第1項本文の規定による特定の課題についての研究の成果を含む。)は、1 篇とし、所定の部数を提出するものとする。 ただし、参考として他の論文を添付することができる。
 - 2 審査のため必要があるときは、研究科教授会は、論文の訳文、模型又は標本等を提出 させることができる。
- 第7条 受理した学位論文及び論文審査手数料は、返付しない。

(学位論文の審査の付託)

第8条 研究科長は、学位論文を受理(第5条第3項の規定により総長から回付された場合を含む。)したときは、その審査及び最終試験又は学力の確認を当該研究科教授会に付託するものとする。

(審査委員会)

- 第9条 研究科教授会は、審査を付託された学位論文の審査等を行うため、審査委員会を 設けるものとする。ただし、学則第45条に規定する国際連携専攻(以下「国際連携専攻」 という。)における学位論文の審査等を行う場合は、学則第46条に規定する連携外国大 学院(以下「連携外国大学院」という。)との合同の審査委員会を設けるものとする。
 - 2 審査委員会は、当該研究科教授 2 名以上の委員で組織する。ただし、修士論文の審査 にあっては、当該研究科の教授 1 名及び准教授 1 名以上とすることができる。
 - 3 第1項ただし書に規定する合同の審査委員会の場合は、前項で規定する審査委員会の 委員のほか、連携外国大学院の教員が委員として参画するものとする。
 - 4 前 2 項の場合において、必要があるときは、研究科教授会の議を経て、他の大学院等 の教員等の協力を得ることができる。
 - 5 審査委員会の委員は、公表するものとする。
 - 6 審査委員会の委員は、学位論文の審査等に関し、供応接待又は財産上の利益の供与を 受けてはならない。

(論文の発表会)

第9条の2 学位論文の審査においては、当該論文の内容に関する発表会を公開で実施するものとする。ただし、当該論文の内容に関し、知的財産を保護する必要があるとき又は秘密保持の義務を課した本学の契約を遵守する必要があるときは、非公開とすることができる。

(課程を経る者の最終試験)

第10条 学則第12条本文に規定する最終試験は、学位論文を中心とし、これに関連のある 科目について、口答試問又は筆答試問により行う。

(課程を経ない者の学力の確認)

- 第11条 第3条第3項に規定する学力の確認は、学位論文に関連のある科目及び外国語について、口答試問又は筆答試問により行うものとする。
 - 2 前項の外国語については、2種類を課すものとする。ただし、研究科教授会が特別の 事由があると認めるときは、1種類のみとすることができる。
- 第12条 本学大学院博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、 必要な研究指導を受けた上退学した者が、博士論文を提出したときは、各研究科で定め る年限内に限り、学力の確認を行わないことがある。

(審查期間)

第13条 審査委員会は、博士論文が提出された日から1年以内に、論文の審査及び最終試験又は学力の確認を終了しなければならない。ただし、特別の事由があるときは、当該研究科教授会の議を経て、その期間を延長することができる。

(審査結果の報告)

第14条 審査委員会は、論文の審査及び最終試験又は学力の確認が終了したときは、直ち

に論文の内容の要旨、審査の結果の要旨及び最終試験の結果の要旨又は学力の確認の結果の要旨に、学位を授与できるか否かの意見を添え、当該研究科教授会に文書で報告しなければならない。ただし、修士の学位については、学位を授与できるか否かの意見のみを報告すれば足りるものとする。

(博士論文研究基礎力審査)

- 第14条の2 修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に代えて、学則第15条第2項に規定する試験及び審査(以下「博士論文研究基礎力審査」という。)を行う場合については、第9条及び前条の規定を準用する。この場合において、第9条第1項中「審査を付託された学位論文の審査等」とあり、同条第2項中「修士論文の審査」とあり、及び同条第6項中「学位論文の審査等」とあるのは「博士論文研究基礎力審査」と読み替えるものとする。
 - 2 前項に定めるもののほか、博士論文研究基礎力審査の内容、方法等については、当該 博士課程の目的に応じ、研究科において定めるものとする。

(学位授与の議決等)

- **第15条** 研究科教授会は、第14条(前条第1項において準用する場合を含む。)の報告を受け、学位を授与すべきか否かを審議し、議決する。ただし、研究科の定めるところにより、教授会通則第9条に規定する代議員会等に委任し、その議決をもって研究科教授会の議決に代えることができる。
 - 2 前項の議決には、構成員の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2 以上の同意がなければならない。
- **第16条** 研究科教授会が前条の議決をしたときは、当該研究科長は、文書で総長に報告しなければならない。
 - 2 前項の場合において、博士の学位にあっては、博士論文とともに論文の内容の要旨、 審査の結果の要旨及び最終試験の結果の要旨又は学力の確認の結果の要旨を添付する ものとする。

(学位の授与)

第17条 総長は、前条の報告を受け、学位を授与すべきか否かを決定し、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(学位簿への登録)

第18条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位簿に登録の上、当該学位を授与した 日から3月以内に文部科学大臣に報告するものとする。

(博士論文の要旨等の公表)

第19条 本学は、博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に当該博士論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。 2 前項の規定による公表は、本学の機関リポジトリの利用により行う。

(博士論文の公表)

- **第20条** 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に当該博士論文の全文を公表しなければならない。ただし、既に公表したときは、この限りでない。
 - 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該研究科長の承認を得て、当該博士論文の全文に代えてその内容を要約した ものを公表することができる。この場合において、当該研究科長は、研究科教授会の議

を経て、その公表を承認するとともに、当該博士論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、インターネットの利用 により行うものとし、本学においては機関リポジトリの利用により行うものとする。

(学位名称の使用)

第21条 本学において学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、大阪大学と付記するものとする。ただし、国際連携専攻に係る学位にあっては、連携外国大学院の大学名を併記するものとする。

(学位の取消)

- 第22条 学位を授与された者に、不正の方法により学位の授与を受けた事実があると認められたときは、総長は、当該研究科教授会の意見を聴いた上、教育研究評議会の議を経て、学位を取り消し、学位記を返付させ、かつ、その旨を公表する。
 - 2 学位を授与された者に、その名誉を汚す行為があったときは、前項の例により、当該 学位を取り消すことがある。

(学位記の様式)

- 第23条 学位記の様式は、別表のとおりとする。
 - 2 国際連携専攻における学位記の表記は、別表十及び別表十一のとおり日本語とする。 ただし、連携外国大学院との協議により、連携外国大学院が所在する国の公用語又は国際的通用性のある第三国の言語を併記することができる。

(雑則)

- 第24条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。
 - 2 国際連携専攻における学位申請手続き及び学位論文の審査方法等については、この規程に定めるもののほか、連携外国大学院との協議により別に定めることができるものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和34年11月18日から施行し、昭和30年1月1日から適用する。
- 2 従前の学位授与に関する規程は、この規程の施行にかかわらず昭和37年3月31日(医学博士については、昭和35年3月31日)まで、なお効力を有するものとする。

(略)

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

(別表略)



大阪大学大学院生命機能研究科 〒565-0871 吹田市山田丘 1-3 電話 06 (6879) 4421